

議事日程第2号

令和7年9月11日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（11名）

議長 高山由行	2番 広川大介	3番 山田徹
5番 可児さとみ	6番 鈴木秀和	7番 清水亮太
8番 奥村悟	9番 伏屋光幸	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺幸伸	副町長 筒井幹次
教育長 奥村恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 山田敏寛
企画部長 岡本拓	民生部長 中村治彦
建設部長 早川均	教育参事兼 学校教育課長 高木雅春
総務課長 土谷浩輝	企画課長 荻曾弘太郎
まちづくり課長 栗谷本真	税務課長 丸山浩史
住民環境課長 金子文仁	保険長寿課長 日比野克彦
福祉子ども課長 繁纈泰浩	農林課長 大久保嘉博
上下水道課長 木村公彦	建設課長 古川孝
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国敦夫	会計管理者 塚本政文
生涯学習課長 渡辺一直	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野浩士

議会事務局記
書 井上美佐子

開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。撮影の都
合上、一般質問の間、3番 山田徹さんの議席を後列右端の位置に変更しますので御了承くだ
さい。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 清水亮太さん、8番 奥村悟さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

それでは、6番 鈴木秀和さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

6番（鈴木秀和さん）

おはようございます。

早速、質問に入りたいと思います。

大項目は2つです。名鉄広見線の存廃に関する件と、リニア発生土置場に関する件の2つで
す。

それでは大項目1点目、名鉄広見線の存廃について、旧八百津線廃線から学ぶというタイト
ルで質問いたします。

御嵩町は旧八百津線廃線跡地を3,700万円で購入、その後24年たちました。跡地は一部舗装整備されていますが、半分以上は未整備のままとなっています。名鉄広見線新可児一御嵩間については残す方針で取り組んでいただいているが、予断を許す状況ではありません。過去の廃線事例に学ぶ点もあるかと思います。その趣旨も含め、今回質問させていただきます。

さて、名鉄広見線新可児一御嵩間の存廃については、令和8年度からみなし上下分離かバス路線への転換かのいずれかを選択することとなり、御嵩町としては5月にみなし上下分離方式による鉄道存続の方針で臨むこととし、来年度の高校選択の際の通学手段を勘案し、6月末までに結論を出したいと表明されました。しかしその後、6月末での結論は困難ということで今日に至っています。

6月の可児市議会では、可児市長が本件については国、県からの支援についてまずは感触を得たいと答弁されました。7月の県議会では、伊藤県議が県立高校である東濃高校、東濃実業高校の通学や学校経営に与える影響について質問され、堀教育長は、高校生にとって通学手段の確保は大切なものであるとともに、外国人生徒の学びにおける東濃高校の役割を考えると、この線区の存続問題がこの地域の教育全体に与える影響は大きいと存廃の影響が大きいと認識しているとの答弁でした。

この線区は高校生の通学手段としての役割だけでなく、御嵩町民にとっても通勤・通学、外出の重要な足であり、また観光客をはじめとする来町者にとっても重要であることは言うまでもありません。残すとの方針に変わりはないと思いますが、残念ながら6月末には間に合いませんでした。まずは現在の状況、今後の見通しについて説明をお願いします。

それでは、旧名鉄八百津線の話をします。

八百津線は現在の明智駅、昭和57年までは伏見口という駅名でした。それから、御嵩方面に出てすぐに大きく北方向にカーブして可児川を渡り、旧国道21号線の下をくぐり、伏見の児童館の下を通り、兼山、八百津へと続く線区で、全長7.3キロ、伏見地区内の長さは1.4キロメートルでした。ちなみに私は記憶にないですが、この国道21号線をくぐる辺りに昭和44年まで東伏見駅という駅があったようです。

この八百津線は御存じのとおり2001年10月1日に廃線となりました。跡地の活用については後ほど細かく説明しますが、旧21号線をくぐる部分辺りの600メートル弱は遊歩道と農道として舗装整備がされていますが、北側600メートル、南側200メートルの合計800メートルの部分は未整備のままです。資料として旧八百津線跡地の現状図を添付しているので参照してください。

さて、この廃線跡地の活用について、過去の経緯をたどってみます。廃線1年半後の平成15年3月に御嵩町は跡地を3,700万円で取得しています。幅約8メートル、長さ1.4キロなので、

面積は約1万1,000平米、購入単価が平米3,300円、坪1万1,000円ぐらいとなります。名鉄とのような交渉があつて、町としてどのような目的でその金額で取得したのでしょうか。

平成19年、まちづくり委員会が八百津線跡地利用に関する提言書を町に提出しています。案は2つあり、1案目は運動器具を配置した遊歩道案、2案目は生活道路として整備する案です。当時、町長は1案がよいと答弁している記録があります。

その後の対応は、取得して8年後の平成23年、ギネスに挑戦した2,500メートルの流しそうめんイベントで使用した竹や間伐材を敷き詰めた140メートルの遊歩道、チップロードというようですが、旧21号線の南辺りで整備しました。このチップロードの利用状況、効果については分かりませんが、その2年後、平成25年、731万円の予算で旧国道21号線から北側約400メートルを遊歩道、チップロードを含む南側約200メートルを農道として、合わせて600メートル弱が舗装整備されました。

現在、遊歩道部分は朝夕にウォーキング、ジョギング、犬の散歩などに利用され、農道部分は21号線をくぐる近道として利用されています。残る兼山に向かっての約600メートル、可児川に向かっての約200メートルの合計800メートルの未整備部分は、今は草刈りサポートによる草刈りで辛うじて良好な環境が保たれています。私も手伝っていますが、草刈りのための草刈りという感じで達成感がなく、なかなかモチベーションも上がらず、結構しんどい草刈り作業となっています。

この跡地利用について、過去に伏見地区の議員が何度も一般質問で取り上げています。伏見児童館から兼山までの600メートルは高さが二、三メートルの堀状になっており、のり面対策がネックです。もともと掘り込んで線路敷きになっているので、残土で埋め戻して原状回復してはどうでしょう。

可児川側200メートルは川で行き止まりです。並行して農道が舗装整備されているので、道路整備の必要性も低いと思われます。ただ、可茂土木事務所との協議要望事項河川ナンバー9という番号でこの行き止まりの部分が山田川で分断されていることから、河川堤防の維持管理のため管理橋の設置が要望されています。この管理橋の計画が実施されるとき、この200メートル部分の舗装整備を行ってはどうでしょう。

令和5年12月に奥村議員の廃線跡地活用について的一般質問に対し、アイデアがあれば具体的方法について検討しますと町長は答弁されていますが、なかなか妙案がないのが正直なところです。これまでの現状、経緯を広く知っていただき、アイデア募集につなげたいと思います。

一方、そもそも旧八百津線廃線跡地について、どのような事情、もしくはどのような目的で3,700万円の出費をして取得したかです。名鉄が不要と判断して廃線にした敷地をあえて購入する必要があったのでしょうか。結果として半分も活用できていない中途半端な現実があります。

す。古い話ですが、今は町有地になっているわけですから、今後に生かすためにもこれらの経緯を一度整理する必要があると思います。

話が飛びますが、跡地利用ということで、新庁舎事業に伴って現庁舎の跡地約1万平米、中保育園敷地約3,000平米、中児童館敷地870平米が跡地になります。さらに、役場北側の旧長楽荘跡地の6,180平米を含めると2万平米を超える面積になります。今のところ、これらの敷地の活用についての話はありません。早めに手をつけて考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

この敷地活用についての話は、また別途取り上げたいと思います。なお、今申し上げました敷地面積は、平成26年御嵩町公共施設マネジメント報告書記載の数字から取っております。

さて、話を戻して、名鉄広見線新可児一御嵩間の存続に向けての交渉は、町にとって2度目の名鉄の存廃問題です。予断を許さない状況と理解しています。旧八百津線廃線に学ぶことも多々あると思いますし、それを生かさないといけません。

ここで、改めて質問を整理します。

まずは新可児一御嵩間の存廃問題について、現在の状況、今後の見通しについて、6月末の期限を迎えたことへの対応も含め、説明をお願いします。

古い話になりますが、平成15年頃、旧八百津線跡地について名鉄とどのような交渉があつて3,700万円で取得することになり、取得目的は何であったのか、目的なく取得はしていないと思いますが、その説明をお願いします。

3点目、平成19年まちづくり委員会の旧八百津線跡地に関する提言書の遊歩道案がよいとの答弁の記録がありますが、結局、一部の整備にとどまる中途半端な状況に終わっています。廃線跡地を何らかの目的で取得したにもかかわらず、活用部分は半分に満たず、24年間活用できない状況についてどう考えておられるのかお聞かせください。

なお、本質問は、8月25日に3市町村合意の上、鉄道存続を目指すという記事が出ましたが、それより前にこの質問書を提出している部分、提出しておりますので御了解を願います。

以上質問3点、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

それでは、執行部の答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

名鉄広見線の存廃について、平成13年に廃線された名鉄八百津線の経緯等も踏まえながら、交えながら3点御質問いただきました。

私からは1点目、存廃問題の渦中にある名鉄広見線新可児駅－御嵩駅間について、現在の協議状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

まず、令和8年度以降の当該線区の在り方につきましては、鈴木議員御指摘のとおり、もともと本年6月中をめどに結論を発出する予定としておりました。しかしながら、公共交通機関の存廃という地域住民の生活に将来にわたって多大な影響を及ぼす事業でありますので、拙速な議論とならないよう綿密かつ丁寧に合意形成のプロセスを経ていく必要があるということに鑑み、本年6月の第2回定例会における清水議員の御質問にお答えする中で、6月中に結論に至ることは難しい状況であることを答弁をいたしました。その後、今までの協議状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

昨年度の勉強会において、みなし上下分離方式による鉄道存続、または鉄道を廃止しバス路線への転換のどちらかを今後の選択肢にしていくことが示される中、御承知のとおり本年5月に御嵩町としてはみなし上下分離による鉄道存続を目指すことを表明いたしました。一方、同じ沿線の可児市と八百津町につきましては、おのおのの方針を明確にされておりませんでした。したがいまして、まずは両市町にもみなし上下分離方式による鉄道存続の方針で足並みをそろえていただることを目指し、沿線が持続可能な町であるためには、住民が安心して暮らし続けることができ、また訪れる方が魅力を見て、触れて、感じられる環境づくりが不可欠であり、その実現には名古屋圏と直接つながり、地域内外の移動需要に高い水準で対応できる基軸として当該線区が不可欠であることをしっかりと伝え、協議を重ねてまいりました。

加えて、鈴木議員も言及されましたとおり、本件に関して可児市長は6月の市議会定例会において、県等から支援が得られるかの感触を得るのが先とし、県等への要望を示唆されました。御嵩町といたましても、県が当該線区の維持に御理解いただければ大変心強いことに間違いはございませんので、市町間の協議と並行し、6月下旬に沿線3市町合同で本件について江崎知事と意見交換を行ってまいりました。

また、8月中旬には、県教育委員会の堀教育長及び沿線3つの県立高等学校とも意見交換を行ってまいりました。当該線区の主たる利用者は、これらの県立高等学校に通う生徒で、その多くは可児市と近隣市町の在住者でございます。高等学校で学ぶために3年間、毎日のように御嵩町を訪れてくる生徒の皆さんには、御嵩町にとって持続可能なまちづくりを支える大切な存在でありますので、通学手段である当該線区の存続に全力で取り組んでいく所存でございます。

このように協議や意見交換を重ねる中で、両市町に対し鉄道存続の有意義、有意性を粘り強く訴えてまいりました。その結果、8月25日以降報道されましたとおり、沿線市町がみなし上下分離方式による鉄道存続の方針で一致し、今後、名古屋鉄道株式会社と協議を行うことに決

しました。今後は沿線市町が一枚岩となり、みなし上下分離方式への事業構造変更に必要な手続や移行期間における運営方法等について名古屋鉄道株式会社と協議を行ってまいります。また並行し、国の交付金の活用を目指し鉄道事業再構築実施計画の策定を進めるとともに、沿線市町間の費用負担割合についても協議を進め、令和9年度から現行の赤字補填による運行からみなし上下分離方式による運行への切替えを目指してまいります。

なお、現時点では、鉄道存続の方針を選択し、運営者である名古屋鉄道株式会社と協議を行うことが決まったにすぎず、これをもって鉄道存続が決まったわけではありません。今後、名古屋鉄道株式会社との協議を経て具体的な方向性が決まってまいりますので、引き続き関係機関などには適宜状況をお伝えしてまいります。

最後に、当該線区や御嵩町の持続可能性を高めるためには、これまでの乗って残そうに、残して生かそうをプラスした新たなビジョンの下、継続的な利用促進と鉄道を生かしたまちづくりが不可欠であり、これは行政だけでなし得るものでもございません。鉄道の利用はもとより、持続可能なまちづくりの担い手、主役は住民の皆様でございます。議員の皆様におかれましては、住民の機運醸成にもお力を発揮いただくことをお願いし、答弁を終わらせていただきます。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

続きまして、平成13年に廃線された八百津線の跡地について2点御質問をいただきました。

まず1点目、平成15年に八百津廃線跡地を町が取得した目的と経緯についてお答えいたします。

当該跡地は、御嵩町土地開発基金を活用し購入されており、当時の基金利用申込みに係る関係文書には、基金利用目的として名鉄八百津線の廃線敷地の買取りによる遊歩道と記載されております。なお、取得に至るまでの経緯につきましては、ただいま申し上げました以上の記録が残っていないことから不明であります。

続きまして、当該跡地利用が一部の整備等にとどまっていることに対する町の考え方をお答えいたします。

まずもって、鈴木議員をはじめ、草刈りサポーターの皆様におかれましては、未整備部分の環境保全に御尽力いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、当該跡地の利用につきましては、令和5年第4回定例会における奥村議員の御質問にお答えしたときから町の考え方へ変わりはございません。鈴木議員御指摘のとおり、多額の費用を要するのり面保護や道路としての必要性の低さから、これまで有効な活用策が見いだされおらず、また今申し上げました諸整備に充当できる有益な財源もないのが現状であります。

それらを踏まえた上で、町としては令和5年第4回定例会で答弁しましたとおり、当該跡地を継続的に管理する担い手の確保も含め、地域の方々が当該跡地をどう活用したいかが最も重要な捉えております。地域の皆様が望むアイデアがありましたら、活用策や管理体制の確保など具体的な御意見を賜りながら、町としても検討したいと考えております。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

御答弁ありがとうございました。

八百津線跡地の購入に関しては、今の現状を考えると、本当に購入する必要があったのかなと。さっき話もしましたけど、もともと向こうがやめたいと言ってやめた線路でございまして、別に向こうがずっと管理していてもいい話ですし、御嵩町として本当に有効に利用できるから利用するということであればいいんですけど、現状を見ると、正直言って大きな有効活用にならないということを考えると、やっぱり少しどうだったのかなということは思っています。ただ、今言っても詮ないことですので、今後、もしさんなようなことがまたあるとすればですよ、やっぱりよく考えなきゃいけないなということとしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど町長から御答弁いただいたとおり、3市町村でみなし上下分離を前提に協議する方向になったということで、これ8月25日でしたね、発表があり、町民も少し安堵したんだというふうに思います。

一方、やっぱり町民の中には、自治体の負担が倍増するという懸念、これは大きいです。また、運行を継続できても、これまでの実績から、本当にお客さんが増やせるの、ちゃんと成り立っていくのという不安も非常に大きくて、結構そのような発言をされる方もお見えになります。

町長は、乗って残そうから残して生かそうということでスローガンを掲げておられます。そのとおりだと思います。ただ、残して生かすためには、まずはやっぱり自治体の負担軽減、これは一つどうしてもやらなきゃいけないだろうと。

それからもう一点、このまま今までどおりの経営していくのはあんまり代わり映えがしない。やはり生かすための具体案、新駅をつくるとか、駅周辺をもっと整備するとか、運行ダイヤをもう少し見直すとか、名鉄任せとしないで自治体として口を出して関わっていく仕組みが必要ではないのかなと思っております。

そこで2点伺います。

1番、自治体の負担軽減についての見通しはいかがでしょうか。

2番、生かすための具体策検討に向け、やはり素人だけじゃなくて有識者、専門家、実務家などの知見とか支援を受ける必要があると思いますが、そのようなお考えはありますか。

以上2点、追加質問でお願いします。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

2点再質問という形でいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず1点目、残して生かすというためには、沿線自治体の負担軽減が不可欠ということですが、その見通しはという御質問だったかと思います。

このみなし上下分離方式による鉄道運営につきましては、沿線自治体は設備投資、あるいは施設等の維持管理費など、上下でいう下の部分を持つことになります。この下に要する費用の軽減策といたしましては、特別交付税の獲得、そして国、県による支援の拡充・獲得、名鉄との応分負担、こういった大きく3つの点に可能性があると考えております。当然、少しでも軽減を図りたいと思っておりますので、今後、協議の中でしっかりと訴えていくことになるかと思いますけれども、いずれにしてもこの協議、要望の中で決まってくる事案でございますので、今後、その進めていく中でおのずと方向性が出てまいりますので、現時点でお答えすることはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、残して生かすための具体策検討に向けて、例えば有識者であるとか専門家等々の知見とか支援、こういったものを受けられる考えはあるのかということでございましたが、まず、このみなし上下分離方式に事業構造を変更するに当たりまして、我々考えておりますのが、社会資本整備総合交付金を受けられるよう、鉄道の利活用促進策も含めた鉄道事業再構築実施計画を今後策定をしてまいります。この策定に際しましては、みなし上下分離方式に関する計画策定、あるいは施策立案に実績を有するコンサル等に業務を委託して検討していく予定にしております。

それから、併せてこのみなし上下分離方式を方針として掲げて計画策定をしていくものですから、その協議を進める上で、同方式での鉄道運行に知見等を有する有識者等がおられれば、その時々の状況、あるいは必要性の判断を踏まえた上にはなりますけれども、支援、サポート、アドバイス等を受けることもあり得るかなと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

ありがとうございます。

自治体の負担軽減についてはまさに交渉ですので、よろしくお願ひしますということしかないんですが、2番目の知見を生かすという意味で、コンサルという、悪いとは言いませんけど、やはり実務家というのが非常に重要じゃないかと思っています。実際に上下分離をした事例は正直言って国内にも何例もあります。いろんなパターンがありますので。ぜひその実務家のほうの意見を聞くということをぜひお願ひしたいなと。コンサルも悪くはないんですけど、どちらかといえば実務家のほう、あるいは専門家、有識者のほうを優先して、ぜひ知見をいただけようにお願いしたいなと思います。

以上で1問目の質問を終わります。

それでは、大項目2つ目、リニア発生土置場計画について質問いたします。

昨年5月に瑞浪市大湫の水がれ問題を受けまして、JR東海との交渉を一時停止した状況がもう1年半続いています。交渉の再開の条件として、町はJR東海に4つの申入れをしています。1つが、大湫で発生している事実関係を明らかにすること、2番、その原因を究明すること、3番、対策を報告すること、4番、事案発生時の連絡体制を改善することの4点です。

県の環境影響評価審査会地盤委員会において、これまで10回の会議が開催され、事実関係、原因、対策等について一定の方向が出てきたことから、6月6日の第10回会議で委員長がJR東海に対し、これまでの協議経緯を含めて今後の方針など、一旦報告書としてまとめるよう宿題を出したところです。

原因は概ね判明しましたが、根本問題の水位低下を止め、地下水を戻すことはほぼ不可能、つまり元には戻せませんというのがJR東海の回答姿勢であり、解決への道はまだ遠いという感じです。

今回の事案から、地下水が抜けたらほぼ元には戻せないということが明らかになったと思います。一応、私は土木工学の出身で、友人にトンネル屋さんも何人かいます。彼らの話では、トンネルを掘って湧水が出た場合、その量によって違いますが、例えば水を逃がすための水抜き穴トンネルを別途掘るなど、ともかく本工から水を逃がしながら掘り進める、これがトンネル屋の仕事であり、残念ながら地下水を元に戻すということは難しく、湧水が出ても影響の少ないルート、場所を選定するしかないという回答でした。

少し古い話になりますが、東海道線の熱海と三島間の丹那トンネル工事で、トンネル真上の丹那盆地の地下水が抜け、稲作、ワサビ栽培に大きな影響が出ました。その後、地下水は戻らず、結局金銭補償という形で酪農へ切り替えることになった事例があります。このときの教訓としては、事前調査が不十分であったことから、その後は事前にできるだけ調査を行い、難工事が予想される場所は避け、地質に合った掘削方法を準備するようになったとのことです。

今回の大湫の事案でよく指摘されるのが、事前の調査をどこまで行ったのかということです。事が起きてから調べて原因は判明しても、後の祭りです。元に戻す対策はなく、最後は金銭的補償しかないということになります。

美佐野の場合、トンネル上の民家は少ないですが、ゴルフ場の井戸あるいは重要湿地があり、地下水、表面水への影響が懸念されます。その点について事前に調査を行い、納得できる説明を受けることがまずは重要であると思います。JR東海は美佐野の表面水は抜けませんと簡単に言いますが、どのような地質の地層がどこにどれくらいあって、そこが遮水となって表面水への影響はないというような具体的、科学的説明はこれまでほとんどありません。

さて、町はJR東海からさきに述べた4つの申入れ事項に対する回答あるいは進捗など、報告を受けておられるのでしょうか。審査会の状況等を踏まえ、JR東海との協議再開について、町長はどのように考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

次に、発生土置場計画についてです。

改めて、この質問書に添付した2つの資料を見ていただきたいと思います。

前回もお示ししましたが、1点目、御嵩町がフォーラム協議内容をまとめた資料、重要湿地勉強会も踏まえ、置場計画地は重要湿地の中に含まれると明記されています。

2点目、JR東海の事後調査報告書、令和4年度版です。

御嵩町フォーラムを進める中で、当社は発生土置場計画地が環境省の選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地、重要湿地に含まれることを認識したと明記されています。重要湿地の範囲とかの議論ではなくて、置場計画地は重要湿地の中に含まれるということを御嵩町もJR東海もフォーラムを通じて認識した。その上でこのように明記されたという事実を確認していただきたいと思います。置場計画地A・Bは重要湿地の中に含まれるということを確認いただきたいと思います。

さて、環境基準を超える要対策土については、候補地Bは当然ながら、候補地Aについても持込みはあってはならないと町長から答弁をいただいているが、健全度について確認をしたいと思います。

まず1点目、美佐野の坑口から出た発生土を坑口近くに置きたいというのは、あくまでJR東海のお願いであり、トンネル発生土を発生場所で処理しなければならないというルールも法律もないというのはフォーラムの中で何度も確認されたことです。もちろん条件が整った上で協力することはあります、その判断はあくまで御嵩町側にあるということです。

2点目に、トンネル建設発生土は廃棄物ではありませんので、原則有効利用しなければならないということです。例えば、材料として適切であることを前提に、新庁舎計画地の盛土材料として使えば立派な有効活用です。今の計画は候補地Aあるいは候補地Bの谷に単に盛土して

埋めますという内容であり、有効活用の観点は全くありません。単なる土捨場であり、有効活用となっていない違反行為だと思っています。

ここで改めて質問を整理します。

1. 町が申し入れた交渉再開の条件である4つの事項に対する回答、あるいは進捗状況などについてJR東海から説明を受けていますか。一方、県の審査会の状況等を踏まえ、協議再開について町長はどのように考えておられますか。

2点目、提示した2つの書面から、置場計画地A・Bは重要湿地の中に含まれると御嵩町もJR東海もフォーラムを通じて認識したということを確認いただきたいと思います。

3番、美佐野坑口から出た発生土を坑口近くに置きたいというのはあくまでJR東海のお願いであり、トンネル発生土を発生場所で処理しなければならないというルールも法律もないということです。

4番、トンネル建設発生土は廃棄物ではないので、原則有効利用しなければならないということです。

1番の申入れに対する回答については説明をお願いします。2、3、4、今申し上げた3つについては明らかな事実であるということですが、念のため確認していただきたい。そして、今後のJR東海との発生土置場計画に関する交渉の中でこの3つは基本事項であると思いますが、町長の考えはいかがでしょう。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

質問の1点目についてお答えしたいと思います。

町からの申入れ事項に対し、JR東海から回答あるいは進捗の報告を受けているかとの御質問でございますが、現時点では町の申入れに対するJR東海からの返答は受けておりません。

一方で、瑞浪市大湫町の水位低下事案に関する進捗状況は、県環境審査会の場でJR東海から逐一報告されております。そして、その県の審査会には毎回町からも担当職員が傍聴に行っております。また、同様の状況報告をJR東海からも受けております。

瑞浪市大湫町の水位低下事案に関しましては、事実関係、原因究明について、概ね明らかになりつつあると感じております。また、後の事案発生時の連絡体制につきましても、JR東海、県、沿線市町で同時に共有できる体制が整備されてまいりました。

しかし、対策の面につきましては、上水道への切替えや代替井戸の確保など、応急対策は進

んでいるものの、トンネル内湧水を止め水位を戻す方策に関しましては、いまだめどが立たない状況が続いております。県審査会といたしましては、一度今までの議論を踏まえた状況を整理し報告するようにJR東海に求めているところでございます。こういった現状であることを鑑みると、協議再開の判断についてはもう少し県審査会における議論の行方を見守る、見定める必要があるというふうに考えております。

続いて、質問の2点目から4点目を踏まえた今後の置場協議に臨む町の考え方についてお答えをいたします。

まず、置場候補地と重要湿地の関係性につきましては、今までの答弁の繰り返しになりますが、指定者である環境省が明確な範囲を指定していない以上、置場候補地A・Bが重要湿地に含まれるのか否か断言できないということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、発生土の処理につきましては、沿線自治体に共通する課題でございます。トンネル発生土を坑口付近で処理しなければならないとの取決めはないものの、本町も含め、それぞれの沿線自治体はリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として、早期開通を目指し、事業を推進していく立場にもございます。このため、自域内で発生した健全土の受入れ、あるいは置場の確保に向けたJR東海への助力を重ねて進んでいるという現状でございます。

議員からの御質問の中でも触れられましたとおり、新庁舎計画地への活用を含め、現在の置場候補地以外での実現性につきましては、JR東海と本町、利害関係者との協議、合意、一致により決定するものだというふうに考えております。

次に、建設発生土の有効活用についてお答えをいたします。

建設発生土は、資源有効利用促進法において指定副産物に定められ、再生資源としての利用促進に努めることが求められております。本町におきましても、発生土の活用候補地としてJR東海から岐阜県を通じて照会があったものに対し、現在の計画エリアを候補地として回答したことから、今まで協議検討が進められてきたものであり、法律の趣旨に沿った再生資源としての利用促進が図られているものと考えております。

本町といたしましては、沿線自治体としての責任感を持って課題に向き合い、昨年5月にお示しいたしましたリニア発生土置場計画に関する協議方針の実現に向け、今後のJR東海との協議、交渉に臨んでまいりたいと考えております。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

重要湿地についてですが、フォーラムって1年ぐらいずっとやっていたんですよね。もう、相当の人がいろんなことを聞いておられるし、経過もよく知っているんですけど、確かに環境省はエリアを定めていません。ただ、何となくの範囲としては、やはり木屋洞川と押山川で囲われた部分の集水域も含めて、ハナノキなどのいわゆる希少植物の生えている場所というようなざっくりした感覚のエリアが定められていると。それを踏まえていろいろやってきた結果が、先ほど書面に示したとおり、御嵩町の認識は、置場計画地は重要湿地の中に含まれると明言されてフォーラムをまとめられているわけです。ですから、これは一応、確かに線はないんですが、置場計画地はその辺りの重要湿地の中の一部だということは認めた、認めているということなんです。ここはぜひ、線がないから違うとかという話じゃなくて、線はないんだけどその中に含まれているということで、まさに町も認識している文書ですので、それは否定しないでいただきたい。

なぜこういうことを言うかというと、結局重要湿地であると考えて対策を考えるのか、いやいやここは重要湿地ではないといって考えるのか、やっぱり随分アクセスの仕方、プロセスという、この入り方が違うと思うんですね。ですから、町としても、置場計画地は重要湿地の中に含まれると明言されている以上は、そのスタンスで臨んでいただきたいというのが1つです。

それからもう一点、これは質問ですが、先ほどJR東海から審査会の報告等は受けているという話がありました。聞き間違いではないと思いますけど、JR東海から審査会の報告を受けていますということを、町としてですよ、聞きましたけど、そういう報告を受けているということは当然再開に向けての話も出ているんじゃないかなと思いましたけど、それとこれは別だということですか。それとも、特に直接JR東海から大湫の進捗の話は聞こえていない、聞かせてもらっていないということでしょうか。そこのところ確認させてください。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの御質問に対してでございますけれども、今審査会、県で行われております審査会の報告ということで、我々町職員も傍聴しておりますけれども、JR東海からこの審査会の内容については御報告を受けているということでございまして、その際に再開の話であるとか、踏み込んだ協議の内容についての報告であったりとか、サジェスチョンであったりとかということは特にございません。以上です。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

分かりました。

JR東海と全く接触がないというわけではなくて、今の大湫の事案についてJR東海から報告を受けているということはよく分かりました。

その報告を受けて、明日第11回の審査会があるということで、先ほど町長もおっしゃったとおり、前回の宿題ですね、一旦まとめるようにということで委員長がJR東海に言いましたので、JR東海からの回答が出てくると思いますが、それを踏まえてどうするかということになると思うんですけど。急ぎリニアも造らなければいけないという背景がある中で、何か慌てていないという感じが随分しまして、何となく腑に落ちないところもあるんですけど、再開をしなければ、まずは置場が決まらなければ掘削も始まらないということだと思いますので、ちょっとその時間軸について、御嵩町が押し込まれないように、その辺はぜひ注意して交渉をしていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、先ほど発生土を有効利用しなければならないということで、もともと町が手を挙げた候補地ではあります。もちろんそれは分かっておりますが、当時は、実はまだ重要湿地とかという問題がないときに手を挙げた話ですので、その後に重要湿地が出てきた話ですから、そこはもう少し考えていただきたいなと思いますし、有効利用という意味から、あそこに盛土をして何に使うのという話は一切ないと思うんですけど、それでも有効利用という観点で、そういう認識でいらっしゃるんでしょうか。そのところを確認させてください。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

もともとおっしゃるとおり当初予定をしていく中で、その発生土の置場としてここ予定地を計画していたものでございまして、その際も含めて平場計画の中で将来的な、あくまでも将来を見据えた有効活用を図っていくということで、この位置を指定し、そのような計画で今進めていると認識しております。

[6番議員挙手]

議長（高山由行さん）

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

確かに当時、ゴルフ場開発地が頓挫して、そこを残土できれいにすることによって、工業団地を意識した有効利用という点では当時はあったと思うんですが、今は正直言ってもうA・B

分かれていますし、大分状況が変わってきて、そのままではとても有効利用しているということは言えないと私は思っていますので、先ほどの3点ですね、重要湿地であるかどうかという場所の問題と、有効利用しなければならないという問題と、発生土をその場に置かなければならぬと、そういう3つの条件は決して絶対的なものじゃありませんので、ぜひ交渉の中できちっと御嵩町側の主張をしていっていただきたいと思います。

リニアについてはあちらこちらでまだちょっといろんな問題が出ておりますが、御嵩町についてはちょっと交渉がストップしているということで、少し心配している面もありますので、ぜひ、先ほど申しましたけど、御嵩町が悪いと言われないように、交渉の部分を行っていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで鈴木秀和さんの一般質問を終わります。

続いての質問を続けます。

11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

11番（岡本隆子さん）

それでは本日、大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目です。

不登校の児童・生徒の現状と学校の対応についてお伺いをいたします。

令和5年度の文部科学省の調査によりますと、病気や経済的理由を除き、心理、社会的な要因などで小・中学校に年30日以上登校をしなかった児童・生徒は過去最多の34万6,482人となっており、前年度から4万7,434人増加で11年連続の増加となっており、初めて30万人を超えたとの報告がされています。小・中学校の不登校児童・生徒を1,000人当たりで見ると37.2人という結果であります。

御嵩町では、子供たちの居場所になれるような教室を目指してオアシス教室が設置されています。私たち議員として何度もオアシスを訪問させていただき、その状況についてお話を伺う機会がございました。かつては多くのお子さんが利用されていましたが、近年はその利用状況が違ってきているのかなと印象を受けています。

私は、ふしみこども食堂にボランティアとして参加しており、そこで不登校の子供さんを持つお母さんたちと出会いました。子供さんの不登校に対して悩み苦しんでいらっしゃるお母さんたちを目の当たりにして、まずは当町の不登校の児童・生徒の現状と学校の対応をお聞きしたいと思いました。当町において不登校の児童・生徒は増加しているとお聞きしました。

そこで、1点目ですけれども、御嵩町の不登校児童・生徒の現状と学校ではどのように対応されているのかお聞かせください。

2点目です。

向陽中と共和中には校内教育支援センターがあるとお聞きしましたが、それはどのようなところでしょうか。そして、そこは気軽に予約や登録などなくても行ける場所なのでしょうか。

3点目です。

不登校というと子供ばかりに目が行きますが、同時に親のケアも必要ではないかと思うようになりました。我が子が学校に行くことを渋っていたり、不登校の兆候が見られたりするなどして、悩み苦しむ姿を目の当たりにすることはとてもつらいことです。親のケアについてはどのようにお考えでしょうか。

4点目です。

不登校の問題は親とその子供たちの問題ではなく、社会全体で支えていかなければならぬ問題であると思います。不登校について庁内で情報共有はできているのでしょうか。町長は御存じなのでしょうか。

まず、以上4点について御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本隆子議員からの不登校の児童・生徒の現状と対応について4点の御質問のうち、教育支援センターについて先に御説明させていただいたほうがよいと考えますので、2点目の教育支援センターはどのようなところかについてお答えいたします。

教育支援センターには2種類があります。1つは、自治体が設置する教育支援センター、もう一つは各学校内に設置される校内教育支援センターです。

まず教育支援センター、旧適応指導教室と言っておりましたが、全国的には不登校児童・生徒数が増加傾向にある中で、不登校の児童・生徒が学校とは異なる環境で安心して過ごせる居場所を提供し、学校復帰や社会的自立を目指す公的機関であります。各自治体で設置され、子供たちの心身の安定を図り、自信を取り戻すことを目指しております。

本町の教育支援センターであるオアシス教室は、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策として、平成8年4月に役場北庁舎内に設置されました。翌年、場所を中公民館に移しこれまで運営をしてまいりました。オアシス教室では、いじめ相談、不登校相談、人間関係の相談など幅広い相談体制も整えており、常時電話相談や来室相談を行っております。

また、オアシス教室への在籍の有無を問わず、誰でも相談ができるようになっております。

その後、個々のニーズに応じた多様な学びの場の確保がより重要視されるようになり、学校内においても教室に入りづらい児童・生徒のための校内教育支援センターの設置が推進されるようになりました。

校内教育支援センターは、自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できる環境であり、自分のクラスとつながりながらオンライン指導やテスト等も受けることができる場所であります。

本町内の中学校においても校内教育支援センターを設置しています。平成30年頃に向陽中学校内に不登校傾向にある生徒の学校での居場所を確保するとともに、教室復帰を目指して個々の心の安定を図りながら支援していく場として虹の教室が設けられました。今年度からは、共和中学校に、不登校になったとしても学びたいと思ったときに多様な学びにつながることができるようつばめ教室が設けられました。これらの校内教育支援センターの利用についてでありますが、基本的には保護者や本人との懇談や教室の見学、体験を通して、本人と保護者が利用を申込み、学校長が許可をする形で利用するということができるようになります。

続いて、1点目の御嵩町の不登校児童・生徒の現状と学校ではどのように対応されているかについてです。

教育委員会においては、月に7日以上不登校と判断される欠席があった児童・生徒数を月ごとに集計し、県へ報告しております。岐阜県における不登校の定義は文部科学省の定義に準じており、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、1年間の欠席日数が30日以上の児童・生徒数であって、病気や経済的な理由によるものを除いたものとされております。町内小・中学校における令和7年度1学期末の集計結果は、小・中学校合わせて37名となっており、うち小学生が6名、中学生が31名となっております。さらに、既に年間30日以上欠席している不登校児童・生徒数は、小学校が4名、中学校が29名という状況であります。

学校においては、一人一人の学びの場を確保することができるように個々に応じた指導を行っております。定期的な家庭訪問や家庭連絡などにより、保護者と連絡を取りながら相談を進めており、具体的にはオアシス教室の入級相談、校内の相談室や校内教育支援センターの利用促進、放課後登校や在校時間を決めた登校の促しなど、個別の相談を行っております。

続いて、3点目の不登校の子供を持つ親のケアについてどのように考えているかについてです。

不登校児童・生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えているその状況を孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要であり、そのためのケアは必要であると考えております。現在、本町では、オアシス教室において児童・生徒と保護者を対象とした

各種相談を行い、様々な不安や悩みに応えることができるよう取り組んでおります。

オアシス教室の職員が対応した令和7年度の1学期、4月から7月までにおける不登校に関するカウンセリング件数は、小学校20件、そのうち児童が4件、保護者16件、中学校は6件、生徒が2件、保護者が4件、合計26件という状況でございます。1か月平均6から7件ほどの相談を行っております。また、週に1度の公認心理師による不登校に関するカウンセリング件数は、小学校19件、そのうち児童4件、保護者15件、中学校では29件、そのうち生徒9件、保護者20件の合計48件であります。1か月平均12件ほどの相談に対応しております。

さらに、各学校には県費のスクールカウンセラーが定期的に勤務しており、保護者のカウンセリングにも対応しております。また、不登校児童・生徒の保護者にとって有益な情報となるよう、県の学校フリースクール等連携ガイドラインに基づき、御嵩町版のガイドラインを策定し、多様な居場所等に関する情報や指導要録上の出欠の取扱い等についての情報を提供しております。

最後に、4点目の不登校について、庁内で情報は共有できているかについてです。

不登校児童・生徒の個別案件につきましては、配慮の必要な情報であるため、慎重に取り扱うことが重要であり、不用意に庁内での情報共有を行うべきではないと考えております。その一方で、こども家庭センターが関わっている不登校児童・生徒に関する情報等、福祉子ども課と共有するなど、関係各課と情報共有を行っております。なお、町長には、町全体の状況や課題、現在の傾向などについて情報提供し、把握していただいております。

このように御嵩町では、不登校児童・生徒とその保護者に対し、多様な支援体制を整えながら、一人一人に寄り添った対応を心がけております。今後も関連機関と連携しながら、子供たちが安心して学べる環境づくりに努めてまいります。以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず令和7年度、現状なんですが、1学期で37名ということなんですかけれども、これは全国平均からいくと1,000人当たり37.2人というデータが出ていますので、平均ぐらいの不登校の生徒の数かなというふうに思うんですが、ここ二、三年の動向をもし教えていただけたら、分かりましたら教えてください。増加傾向にあるのか、減少にあるのか、横ばいにあるのか、こ

れ1学期の数なんですかけれども、年間でどのくらいになるのか教えてください。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

ここ3年ほどの状況でございますと、令和4年度は小・中学校合わせて46人、令和5年度は42人、令和6年度は58人で、令和7年度が今御報告させていただいた数字ですので、令和元年度からずっと見てみると、不登校児童・生徒数が増加傾向にあるということが言えます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

先ほどお答えいただきました校内支援スクールについてはよく分かりました。今、つばめ教室と虹の教室があるということなんですが、そのほかに子供さんたち、えらくなつたときに行ける場所というのが幾つかあるといいと思うんですけれども、そういったときに、そのつばめと虹の教室は、その面談とかによって学校長の許可を得てということになると思うんですが、そのほかに保健室と相談室1と2とかがあるというふうに聞いてますけれども、保健室は気分が悪くなつたときとか誰でも行けると思うんですが、こういった場所、つばめも虹も含めてですが、子供たちが授業を受けていてえらくなつたとか、学校へ行ってみたけどやっぱり教室に入れないとか、そういったときに気軽に行ける場所なのでしょうか。そこをもう一つ教えてください。保健室は行けると思うんですけど、相談室1、2はどんな様子、行けるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

今現在、校内教育支援センターがある学校につきましては、相談室がそちらに替わったということになりますと相談室はないような状況でございます。なので、残った4校につきましては相談室があるということで、相談室につきましても、やはり相談ということに対応するためにはある一定のルールがございまして、その学校へ行ったその日に、ちょっと教室にいることがいづらくなつたということで、そのときにそのまま相談室に行けるかといったら、そこもやはりちょっと難しい、ルールがありますので難しい状況でございます。そうなってきますと学

校にいてちょっと気分が悪くなつたとか、たまたま学校に出てきてちょっと時間を過ごすということになりましたら、まずは保健室で養護教員といろいろお話をさせていただくというところが今の現状でございます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

そうしますと子供さんたち、まず朝の葛藤がありまして学校へ行きます。学校へ行ったときに、保健室と言われまして、保健室は確かに温かく対応してくださると思うんですが、保健室ってそうずっといられる場所じゃないわけですね。そういったときに、じやあつばめや虹の教室もちゃんと約束して計画書みたいなのがないと行けなかつたりすると、そういったときに子供さんたちってどこへ行つたらいいんですか。行くところはあるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

今の岡本議員の御質問にお答えいたします。

突発的なものに対しては保健室が対応するということになりますけど、その中で、1日長い時間でもございますので、先ほどの相談室や校内教育支援センターで時間的な空きとか余裕がございましたらそこへ行っていただいて、担任とか相談員の方々とお話ができるようになつてきますので、よろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

すみません、何度も細かなこと聞いて。結局相談室とかつばめ、虹の教室というのは、子供さんたちがえらくなつたときに行ける場所ではあるんですが、結局そこに誰か人がいないといけないというわけですね。一人にさせるというようなことはない、だから、対応できないと結局そこへも行けないということなんですか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

相談室や校内教育支援センターには常に相談員がいる状況でございます。なので、計画的に

相談に当たる時間帯がございましたらその子が中心になりますので、保健室等で待機していた
だいて、その後そこにいる相談に来た子供たちの対応に支障がない限りは、また相談員が話を
聞いたりするということになっていきますので、よろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

オアシス教室は私もいろいろお話を聞くと非常に丁寧に対応してくださるように思うんです
けれども、ただ、これまで私が接したお母さんたちや子供たちの口からはオアシスという
言葉は一度も聞いたことがないので、オアシスは先ほど言われたようにいつでも常に職員の方
がおられて、いつでも誰でも、電話でも行ってもいいというふうに御答弁されていますけれど
も、そのオアシスって、不登校の子供たち、お話を聞いてもらえないとかそういった方もある
と思うんですが、そして親の方もそうだと思うんですが、そういったオアシスに相談する
というのは何かとてもいいような気がするんですけど、何かオアシスにつながっていないよう
な気がするんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

今、岡本議員が対応された保護者の方々からオアシス教室の言葉が出てこないということに
関してですと、私どもちょっと広報等が足りないのかもしれませんし、情報が正しく伝わって
いないのかもしれないと思うことがあります。その辺はまた検討したいと思っております。

また、岡本議員におかれましてはこの機会に、町ではオアシス教室がまずは困り感がある児
童や保護者の最初に、学校にも相談することはあると思いますけど、いろんなことの相談をし
たいということであれば、まずはオアシス教室というところを町が設けて対応しています、そ
ういうところを宣伝していただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

とにかく子供たち、地域と社会と学校とつながっていける手段というのがたくさんあつたほうがいいと思いますし、できれば学校以外の居場所もあるといいなとは思うんですけれども、なかなかそれは難しいようですが、子供たちが家に閉じ籠もって孤立しないようにということを本当に希望しております。いろんな手段で子供たちの居場所づくりをしていくこうという姿勢は大変よく分かりました。

以上で、不登校の児童・生徒の現状と対応についての質問は終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

学校における水泳授業とプール施設についての質問です。

近年、日本の多くの小・中学校において、従来学校施設で行われてきた水泳授業の在り方が大きく変化しています。授業回数の削減や学校所有のプールの廃止、外部委託といった動きが全国的に見られるようになってきています。この現象は、教育内容の一部変更というだけでなく、教育行政や学校運営における複雑な課題を浮き彫りにしていると思います。

御嵩町においても同様の現象が大きくのしかかってきており、昨年の第2回定例会では山田議員がプール施設について、奥村議員が水泳の授業等について質問をされました。今回、私は、それと重なるところもありますけれども、水泳授業の在り方と施設の両面から質問をさせていただきます。

1点目の質問です。

第2回定例会の一般質問の御答弁によりますと、平成24年度までは全ての小・中学校で学校のプールを使用していましたが、平成25年度から上之郷中学校と共和中学校では学校のプールではなくB&G海洋センターのプールを使用しています。令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染防止のために水泳授業を行っておらず、令和5年度以降は向陽中学校を除く全ての小・中学校でB&G海洋センターのプールを使用して授業を行っているということです。今年は向陽中学校もプールでの授業を行ったようですので、町内6校がB&G海洋センターのプールを使用しているわけです。各学年、1回の授業を2時間扱いとし、3回から5回、授業時数としては6時間から10時間の授業が実施できるよう送迎バスの配車も合わせているとお聞きしていますが、今年度、予定どおりの時間が確保されたのかというのが1点目の質問でございます。

2点目の質問です。

私と同世代の教員に聞くと、かつては小学4年生でほとんどの児童が25メートルを泳げるよう指導し、泳げなければ夏休みに特別補習を開いて25メートルを泳げるようとしたと聞いています。昨年の教育長の御答弁にもありましたように、コロナ禍を経ての学習であることから子供たちの泳力に大きな差が生じており、中学生においても顔を水につけるところから始めな

ければならない生徒もいるというふうにお聞きしました。コロナ前とコロナ禍を経た現在では、子供たちの泳力に差は出でてきているのでしょうか。

3点目です。

2点目と重なる部分がありますが、教育長は、泳力に差があるため、より専門的な指導を行えるような体制を整えていくことも必要だと感じていると答弁されています。また、限られた時間の中で効率よく水泳指導ができるよう、夏期教員研修等で教員向けの水泳教室を実施し、教員の指導力向上を図っていきたいとの御答弁でした。教員への指導者講習会の実施状況はどうでしょうか。

4点目です。

毎年夏になると子供の水の事故の報道に胸が痛みます。水難事故の多くは水着ではなく衣服を着用した状態で発生します。そのため、衣服を着たまま水に落ちた場合の対処法を学ぶ着衣水泳は極めて重要な安全教育です。この着衣水泳の実施状況はどうでしょうか。

5点目です。

プール施設について、山田議員への御答弁では、御嵩小学校のプールを改築することとして試算すると改築費用が約5億1,700万円となり、年間維持管理費が水道代約80万円のほか、修繕費やろ過器の更新費用が必要となってくるとのことでした。それに加え、管理者の負担もあります。答弁では、多額な費用をかけて修理をして再開するとともに、夏場の限られた時間での水泳授業のために学校による毎日の水質検査を行い、そして安くない水道料金を出して各学校でプール運営を行うよりは、海洋センターへの移動に時間や手間を必要とするものの、公的にも維持管理されている公営プールでの水泳指導のほうが教育環境の合理的な選択であるという視点を持ちながら、また学校のプールを使用しないこととした場合には、今後のプールの在り方について議員から御紹介いただいたような例えのような水泳場以外の使用の仕方、あるいはプール施設を取り壊した跡地の活用の仕方をどうするかなどの視点で検討していきたいと考えておりますと述べられています。

コロナ禍後3年を経まして、B&Gセンターのプールを3年間使用してきており、それを検証すると同時に、プール施設を今後どうするかについて結論を出す時期に来ているのではないか。どのような場があるか分かりませんけれども、いろいろな部門の関係者が集まるところで検討をされるということはできるのでしょうか。

以上、5点について御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部に答弁を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員からの学校における水泳授業とプール施設について、5点の質問をいただいておりますので、お答えいたします。

まず、1点目の今年度予定どおりのプール授業時間は確保されたかについてです。

昨年第2回定例会の奥村議員からの町内小・中学校における水泳授業についての御質問に対し、水泳授業を1回2時間扱いとし、各学年5回は実施していきたいと答弁いたしました。しかしながら、その後、外部講師からの助言もあり、より効果的な指導を目指して授業計画を見直しました。

具体的には、小学校については1回3時間扱いとして各学年3回実施すること、中学生については1回2時間扱いで各学年4回実施することといたしました。これにより、限られた時間の中より集中的で効果的な指導が可能となりました。

水泳授業は9月までの計画で実施しているため、全体の計画はまだ完了しておりませんが、7月までの実施計画においては、全ての学校で100%その時間が確保され、予定どおり水泳授業を実施することができております。

次に、2点目のコロナ前と後で泳力の差はあるかについてです。

教師や外部講師からの報告によりますと、コロナ禍において水に触れる機会がなかった期間があったことにより、中学生においても顔を水につけることから始めなければならない生徒がいること、また水慣れしていない子供が増えていること、さらに技術的な指導を受ける機会が少なかったことから、泳力には大きな差があると感じられるとの指摘を受けております。

続いて、3点目の教員の指導力向上のための研修はなされたかについてです。

B&G海洋センタープールを使って全ての小・中学校の水泳授業を必要な時数を確保して実施することは今年度からの取組であります。今年度の実施に当たりましては、小・中学校の水泳授業の時間割作成や行政バス、スクールバスの手配に加え、日中の運転手の手配など、運営面での整備に重点的に取り組んでまいりました。小学校の水泳授業については、各学年3回のうち2回を外部講師が指導し、残り1回を担任等が指導して実施することといたしました。教師が行う1回の指導方法については、外部講師と相談しながら実施することとしております。

教員の研修については、まず安全面に関する研修は何よりも重要であると考え、各学校において確実に実施いたしました。一方で、実技指導に関する研修については実施を検討しておりましたが、外部講師との直接的な連携を重視し、講師と教員が授業内容や指導方法について綿密な打合せを重ねることで指導力向上につながると考え、研修は行いませんでした。

なお、中学校においては、保健体育の免許を有する教師が水泳授業を行っております。

本年度の水泳授業が終了した後には、次年度に向けての検証を行うこととしており、その際、

教師や外部講師から今回の水泳授業に関する御意見をお聞きする予定でございます。その中で、水泳指導に関する不安等の御意見があれば、指導力研修について改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の着衣水泳授業の実施状況はどのようにについてでございます。

本町で着衣水泳の授業が始まったのは平成25年頃からで、B & G海洋センターの職員が指導を行っております。今年度の実施状況でございますが、町内の小学校では上之郷小学校において5・6年生で実施し、御嵩小学校においては9月に6年生で実施する予定となっております。なお、伏見小学校においては実施の予定はございません。また、中学校では共和中学校において2年生で実施予定となっており、上之郷中学校と向陽中学校においては実施の予定はございません。

また、今年度の新たな取組として、川の安全講習授業として町内小学校6年生を対象に木曽川でラフティング体験を実施いたします。これは、川の流れの特性や危険な場所を理解し、いざというときの対処方法を学び、安全意識の向上を図ることを目的としております。また、着衣水泳とは異なる取組でございますが、体験にはライフジャケットを着用して川に入る時間もございますので、水の事故対策の一つとして、ライフジャケットの有用性を体感していただきたいと考えております。

最後に、5点目の学校のプール施設を今後どのようにするのかを総合的な関係者が集まる場で検討すべきではないかについてです。

御指摘のとおり、プール改築費用、さらには年間維持管理費や教員の管理負担を考慮いたしますと、学校プールの維持は非常に大きな課題であると認識しております。プール施設の今後について結論を出す時期に来ているという御指摘は重く受け止めております。多額な公費を投じる重要な決定であるため、関係者間で十分に検討し、最善の選択を導き出す必要があると考えております。

今後、B & G海洋センタープールでの活用実績を教育の質、財政負担、安全性等の視点から分析し、本町における水泳授業や学校プール施設の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

御答弁ありがとうございました。

3点について再質問をさせていただきたいと思います。

まず、今年度のプール利用状況をお聞きしまして、先ほど言われたように運転手の確保、バスの確保、そういう運営面で非常に御苦労もされたことだと思いますが、それをきちっとされまして、御嵩町の場合は6校全てがB&Gを使って100%予定どおり授業が、まだ9月もあるということですが、確保されたということですので、B&Gを使っていくということは問題ないよう思います。

そして、3つ目の最後の学校プール施設をどうするかという問題とつながるわけですが、全校の小・中学校がB&Gを使ってやるのは今年初めてということなんですが、もうその前からB&Gを使ってやっているので、いよいよこれは検証の時期に来ていると思います。先ほど答弁の中で、今後の学校のプールについては十分検討していくということですので、この問題はなかなか難しいとは思いますが、先延ばしすることのないようにしっかりと検討していくべきだと思っております。

そして、指導体制についてですが、外部講師にお願いしているというところがあると思うんですが、やはり外部講師の方なくてはこの授業が成り立っていないような状況だと思うんですが、この外部講師については、御嵩町は、去年の御答弁でもありましたが、外部委託も検討していくとおっしゃってみえます。そういう中で、御嵩町は外部講師にお願いしていくのか、委託をしていくのか、そういうことも検討すべき時期に来ていると思います。

先日、可児市の議会でも一般質問で水泳授業の外部委託ということで、議会だよりの記事に載っておりまして、可児市では維持管理費、改修、建て替えて60億9,000万円要るというところが民間プールでの委託が約30億5,000万円ということで、可児市は全部委託するということで、委託授業は教職員、児童・生徒に好評というふうに書いてあるんですけども、御嵩町もそういう委託を検討していると言われていますので、もしそういうことを検討されるのであれば、外部委託も限界があると思うので、それも早く結論を出して、委託する方向ならそれを考えていかなければいけないと思いますし、外部講師にお願いして、うちの町はB&Gを使って外部講師をお願いしてやっていこうということであれば、外部講師を、後継者を育てていくということをやっていかなければいけないと思うんですが、その辺り、外部講師についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（高山由行さん）

岡本議員、今の再質問は2点でよろしいですか。

11番（岡本隆子さん）

はい、1点目と2点目はかぶっていますので。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、今後もB&Gプールを使い、またさらに外部講師による水泳授業を続けていきたいと考えております。そういった中で、外部講師の確保ということは課題だというふうに認識しております。

今後、外部講師につきましては、今はお二人にやっていただいておりますが、引き続きそのほかにやっていただける方を探していくつつ、そういう方々がいらっしゃらないということになりましたら人材派遣を考えていきたいというふうに思っております。そういった中で、できなくなつてから外部委託という選択肢も考えていきたいというふうには思っております。

一方、可児市が全部来年度から外部委託するということになりますと、その委託を引き受けていただける施設もないということも認識しておりますので、その辺の方向性は早めに決めないといけないと理解しておりますので、よろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

もう一点の学校施設をどうしていくかというのは、十分検討していくことなんですが、先ほども言いましたように、先延ばしすると学校施設もどんどん老朽化していって、何かに活用するとかそういったことも難しくなっていくと思うんですね。それについては何か、どういうふうに、いつ頃までにとかなかなかそれは難しいかもしれません、何かお考えがあれば教えてください。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、岡本議員の御質問にお答えいたします。

学校施設におきましても、前回の答弁でもいたしましたが、もう施設が古くなつて今後の改築費用、維持管理費用、管理に係る負担を考えますと、このまま使っていくことは難しいんじゃないかなと認識しております。一方で、施設をどのように使っていくかというところに関しては、費用がかかるかなというふうに思っております。

そういった中で、学校施設全体のことを考えますと、まだ今、校舎につきましては老朽化が進んで、今順次校舎、体育館の雨漏り対策を進めているところでもございますし、近年では熱

中症対策も併せて体育館等にしなきやいけないということもありますので、プールにお金をかけてどうこうしていくかというところについては、その次になってしまふかもしません。とはいひながらも、学校プールを施設をどうするかということについても、議員おっしゃるとおり、ある程度方向性を出す時期には来ているというふうには考えておりますので、先ほど申しましたとおり総合的にどうするかを検討させていただいて、時期が来ましたら議員の皆様にも御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[11番議員挙手]

議長（高山由行さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（高山由行さん）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時50分までとします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私からの質問テーマは、御嵩町における今後の国民健康保険の運営についてです。

国民健康保険、国保制度は、被用者保険及び後期高齢者医療制度の被保険者等を除く全ての人が加入する公的医療制度で、病気やけがに備えて加入者が国保税として負担し合い、医療費に充てる相互扶助を目的とした日本の国民皆保険制度の根幹をなす仕組みです。

しかし、国保制度の現状は、社会保険などと比較しても被保険者の年齢層が高く、医療費水準が高い退職者の方や年金生活者の方がその多くを占め、また被保険者の所得水準が低いなど構造的な課題を抱えており、過去からの大変厳しい財政運営を強いられていることが指摘されてきました。

そこで、これらの課題を解消し、持続可能な保険、国保制度を確立するため、国による財政支援を行いながら、平成30年度より制度改革が施行され、それまで市町村単位で運営されていた国保は都道府県単位に広域化され、県が財政運営の責任を担うことになりました。

現在では、県が市町村ごとに国保事業費納付金を決定して、市町村にそれに見合う標準保険料率を示し、市町村はその標準保険料率を参考に保険税率を決定して、被保険者に賦課徴収して県に納付金を納めるという、大まかにはそんな形になっています。

前置きはこれぐらいにして、本題に入らせていただきます。

国保制度、特に財政運営の仕組みは大変複雑で、私もこの一般質問のために少しばかりは勉強したつもりですが、制度の仕組みや内容も年々変わり、誤った解釈や思い込みのため、的外れの質問とならないよう気をつけたいと思います。

さて、制度改革された平成30年度から昨年度までの当町の国保会計決算の状況では、国保加入の被保険者数、世帯数とも年々減少しています。途中、コロナ禍による停滞や逆転もありますけれども、加入者の減少に伴い保険税歳入も減っており、歳出総額の決算規模も減少。平成30年度に22億3,000万円ほどの決算であったものが、令和6年度には20億円を下回っています。岐阜県から示されます事業納付金、これは医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分と3種類あるわけですが、これも県による調整もあると聞いておりますが、年々減少傾向にあります。

これに対して、国保の健全かつ円滑な運営を図るために設置される事業基金は、積み増し増加の傾向にあり、令和6年度末には2億2,226万円が残高として積立てされている状況です。

そこで、第1の質問は、この保険事業に係る国保基金についてです。

この基金は、主に突発的な医療費の増大などによって国保事業費に不足を生じた場合の補填経費として充当されるのですが、その適切な保有額の基準は、以前ですけれども、たしか国からの通達により国保会計過去3年分の保険給付費の平均額の5%とすべきとされていました。参考までですけれども、この計算によりますと、御嵩町の直近の国保会計での数字は約7,400万円です。

そして、今現在、平成30年の国保制度改革後では、この基金の金額の適切な基準はどれくらいになるのでしょうか。

御嵩町では現在4億円を超える基金を保有していますが、他市町村、県下の近隣や類似自治体での基金の保有状況はどの程度でしょうか。

また、年々減少する被保険者や世帯数、決算規模の中、現行税率を10年以上維持してきた御嵩町国保会計運営の上で、現在の基金保有額は適正であると考えていますか。

さらに、なぜこれまで收支差額繰越金が出ながら基金を積み増しするだけで、保険加入者の

立場から税率を引き下げて、これまでの被保険者に還元しなかったのでしょうか。

若干一方的な質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

第2の質問は、子供子育ての観点からです。

サラリーマンなどが加入する被用者保険では、子供の人数が増えても保険料は変わりませんが、国保では均等割があり、子供の人数が増えれば原則的に国保税が増えます。これについては、令和4年度から子育て世帯の経済的負担軽減のため、国や県、市町村が財源負担をして、子供未就学児の均等割額5割軽減措置が行われています。しかし、一部の市町村では、子育て支援の観点から、全額免除や18歳未満までの対象年齢を引き上げた軽減を行っている自治体があるとのことです。

当町国保では、町独自で軽減の枠を拡大、全額免除や就学以後の年齢引上げ適用などする考えはないでしょうか。

また、子ども・子育て支援法の改正により、少子化対策の財源を確保するため、子ども・子育て支援金制度の導入が来年令和8年度から始まります。この支援金徴収は、公的医療保険制度の全般にわたり課せられると聞いておりますが、その中で国保加入者に及ぼす影響は具体的にどのようなものとなりますか。

また、上乗せされる支援金は年々上昇されるとも伺っておりますが、国保における18歳未満への対応を、また18歳以上被保険者数に応じた案分もあると聞いておりますが、これも含めてお聞かせください。

そして、第3の質問は、岐阜県が描く今後の国保運営についてです。

県では、国保事業の財政安定化のため、予期せぬ給付増や保険料、保険税の収納不足により財源不足となった場合に備え、一般会計からの財政補填等を行う必要がないよう、県の国保会計及び市町村に対し貸付交付を行う財政安定化基金を設置しているとのことですが、令和7年5月末の現時点での残額は75億8,509万円と公表されています。これは具体的に何の目的で設置され、今後どのように取り扱われると理解しているのでしょうか。

そして、平成30年度から都道府県単位化された国保制度において、国では保険料水準統一化プランを掲げているようですが、岐阜県では現在は市町村ばらばらの保険料、保険税を今後どのようにしてまとめていくのでしょうか。これまでの動きも含めて、岐阜県が計画している保険料水準の統一に向けた内容概要とスケジュールについて教えてください。

最後に4番目の質問は、御嵩町国保の将来的な税率改定についてです。

地方税法第703条の4の規定により、国保税は保険者である市町村が賦課徴収することになっていますが、御嵩町では医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3項目について、それぞれ所得割、均等割、平等割の3方式で計算し、国保税を決めるシステムを取ってい

ます。この税率は、平成24年度の改定から変わらないままで当町の国保事業がこれまで運営されてきたと理解していますが、今後、県下統一化を前に町としての税率改定、引上げは本当に必要で不可避なものでしょうか。もし必要であるのならば、税率を改定する前に、まずは法定外繰入金、一般会計からの補填ですけれども、これを行う考えは町としてはないでしょうか。

また、国民健康保険法第82条の3により、県は県内各市町村の市町村標準保険料率を算定、通知、公表するように規定されています。これは県内統一の算定基準で市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す数値で、御嵩町はこれを参考に、保険加入者の所得や世帯構造を総合的に勘案して、実際の保険税率を決定するものとされています。

岐阜県でも各市町村ごとの標準保険料率が示されていますが、これに対して御嵩町はどのような見解で臨むのでしょうか。そして、現行税率との数値差について、御嵩町の現行保険税率を県の標準保険料率に近づけた場合、モデルケースで例えば模範的な家族構成を想定して、その引上げ額はどの程度となるのでしょうか。

そして最後に、現実的な問題としまして、現時点での御嵩町国保が計画している税率引上げパターンとスケジュール案があれば、これも教えていただきたいと思います。

以上、大まかに4点ですけれども、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、山田徹議員から今後の御嵩町国保運営についてと大項目いただきました。多数、多岐にわたる御質問ですので、るる御答弁申し上げたいと思います。

まず最初に、国民健康保険基金の適切な保有額基準について申し上げます。

結論から申し上げますと、国及び県からは、制度改正後における基金保有額の目安は示されておりません。国保事業納付金や想定外の事態に備えるためにどれくらい基金を保有するかは、各市町村の判断に委ねられております。

他市町村、主に県下近隣や類似自治体の基金保有状況について御説明申し上げます。

議員御案内のとおり、本町の令和6年度末現在の基金保有額は約4億2,226万円となっております。令和5年度末の財政事情の公表では、近隣市町、可児市では8億3,254万円、美濃加茂市が2億5,793万円、坂祝町では3億1,648万円、川辺町では3億1,413万円。県内の類似団体としましては、神戸町が2億798万円という状況となっております。基金保有額は、県下全市町村のうち、本町は上から16番目に位置しております。町村のみでは21町村の中では4番目で、トップは約9億8,000万円。ほとんどの町村が1億円以上を有しております。可茂管内10

市町村では可児市に次いで2番目に位置しており、本町も含めて4市町が3億円以上の基金を保有しております。

基金保有額は、その大小はその保険者、市町村の財政力等にもよりますので一概には比較できませんが、本町が突出して大きな金額を保有しているとは言えない状況だと推察しております。

現在の基金保有額についての見解を述べさせていただきます。

当該基金は、国保事業納付金や医療費の高騰など、想定外の事態に備えるためのものであり、国からの目安や指針、目標額等は先述申し上げたとおりです。また、県下保険者自治体保有額の状況から鑑みても、現在の本町の保有額が著しく過大であるとは考えておりません。

続きまして、未就学児の均等割額軽減措置に係る町独自の施策について述べさせていただきます。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、高額な医療費が発生した場合に保険税が変動し、財政運営が不安定になるという課題を有しております。国からの通達では、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの適切ではないとされており、議員御指摘の子供向けの軽減措置を町独自で拡大することは行わず、この通達を受けて運用しております。

また、令和8年度からの子ども・子育て支援金については、本制度が少子化対策であるため、18歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満のお子さんに係る子ども・子育て支援金の均等割額は10割軽減の措置を講じることとなります。

令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度についてお答え申し上げます。

昨年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、子ども・子育て施策の強化に充てるため、全世帯が子ども・子育て支援金を令和8年度から医療保険の保険料と併せて拠出することと定められました。個々人の支援金額は、世帯や所得の状況等によって異なりますが、こども家庭庁が公表している資料によりますと、市町村国保加入者1人当たりの平均月額の見込みは、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円とされております。国の制度改革に伴い、御嵩町の国民健康保険加入者についても、令和8年度以降、子ども・子育て支援金の賦課を行い、国民健康保険税と合わせて徴収することとなります。

次に、県が造成している財政安定化基金の根拠法令は、国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づいており、当該基金は都道府県ごとに設置されています。これは、国民健康保険事業の財政安定化のため、予期せぬ給付費増や保険料税収納不足による財源不足となった場合に備え、一般会計から財政補填等を行う必要がないよう、県の国民健康保険特別会計及び市町村に対し貸付けや交付等を行うことを目的としております。また、県の国保特別会計における

財政調整機能を有しております。この取扱いについては法律で定められており、今後も大きく変わらないものと理解しております。

議員御存じのとおり、平成30年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充とともに、都道府県と市町村が共同で運営する共同保険者という制度、仕組みになりました。国は、都道府県単位での安定的な国保財政の運営を確保するため、令和6年度から令和11年度までを保険料水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置づけております。全ての都道府県において、保険料水準の統一に向けた取組が進められております。

岐阜県でも国民健康保険運営指針、これは第3期令和6年度から11年度の計画ですが、この中で将来的な保険料水準の県内統一を目指すとしており、これを受け、現在、令和11年度までに保険料水準の統一がおおむね達成されることを目指して、県と市町村で協議を重ね、取組が進められております。

県下統一の国保税率改定について答弁申し上げます。

標準保険料率と現在の本町の国民健康保険税率との間には若干開きがございます。県下保険料統一化の期限までに引上げを行わないとすれば、急激な引上げを招くこととなるため、負担の激変緩和のために段階的に引上げを行うべきであると考えております。

次に、法定外繰入金、一般会計からの補填についての見解を申し上げます。

先ほどの国民健康保険運営方針第3期においても、市町村の国民健康保険特別会計における法定外繰入金は削減解消を図るべきとされており、本町は法定外繰入れを行うことは考えておりません。仮に法定外繰入れを行ったとすれば、すべからく国保被保険者以外の方が税負担することとなります。

今回の議員の提案を受け、一般会計からの法定外繰入れを行うとなると、その根拠、国保被保険者以外の税負担等々、受益者負担の観点から毅然とした説明責任を果たすことが難しいかと思われます。現時点では、国保財政の安定性を見据えて法定外繰入れをすることはあり得ないと考えております。

標準保険料率への今後の臨み方については、将来的に県内市町村の国民健康保険料税の統一化を図ることを目的に、県から標準保険料率が示されており、町としては標準保険料率との差を縮めていくよう努めてまいります。

県が示す令和7年度の標準保険料率と現在の本町の国保税率を比較しますと、おおむね所得割額が1.35%上昇、均等割額が1万778円増額、平等割額がほぼ現状ぐらいになるかと推計しております。一概に比較することは困難で、また新たに子育て支援金も賦課されますので、各国保加入者の状況、条件に応じて引上げ額は変動するものと思われます。

今後の税率改正等のスケジュールについては、現在令和8年度から税率改正について検討し

ており、今年度中に国民健康保険運営協議会で方針を定めた上で、税率改正のための条例改正議案を提出、上程したいと考えております。

答弁が前後しますが、現在計画している税率引上げパターンというのは、現段階では具体的な税率をお示しすることはできませんが、国保税全体での指標指針としては、応能割、応益割の割合が50対50に、段階的に標準保険料率に近づくよう、また県の目標としている収納率を目指してまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

かなり細かい御答弁をありがとうございました。

私も理解しづらいところもありますて、なかなか頭に入ってこないんですけれども、一般質問のちょっと具体的な答弁がないと思われましたので、まず2点ぐらい確認したいんですけども、まず1点、基金についてですけれども、基金積立てでなく、なぜ税率を引き下げて被保険者に還元してこなかったのか。これは過去形の問題になりますけれども、昔のこれまでのこの振り返りになりますけれども、今後というよりは。平成24年度の現行税率ですね、これまで赤字とならずにこれまで黒字で運営できてきておったんで、その分を基金を積み増し増額していただけで、被保険者に還元するという考えというのは全くなかったのか。なければその理由。それとあと、子育て支援金ですけれども、これが始まるというようなことで、来年度から。18歳未満については全額軽減ということで100%軽減されるということなんですけれども、その足らず前を、國の方針に伺いますと、18歳以上の被保険者に案分計算して、全国レベルで算出、賦課するというふうに聞き及んでいますけれども、これは真実なのか、それで具体的にどうなるのか、この2点についてちょっと確認をさせてください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、山田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目ですが、基金の目的とその保険税率の抑制だとか、被保険者への還元を混同して議論することは、いささかちょっと適切ではないかと思われます。というのは、御嵩町基金条例では、国民健康保険基金の設置目的は、国民健康保険の健全かつ円滑な運営を図る目的で、保険給付費、療養給付費などに充てる 것을前提としております。保険税率を抑制する

ことが最大の目的ではないことは御理解いただきたいと思います。専ら医療費水準が今高騰している状況でございまして、近年にあっては基金を取り崩さなければならないということも想定されますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

続いて2点目ですが、子育て支援金、令和8年度から賦課されますが、世間では独身税ともやゆされている子ども・子育て支援金、この公的医療保険に上乗せされる形で徴収される保険料でございます。現時点では、国、県から詳細な保険料率等や賦課方法についての情報提供がない状況で、今後、関連する政省令等の改正が予定されていると聞き及んでおります。国民健康保険税改正時にはつまびらかになると思いますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

再質問に入らせていただきたいんですけれども、まず県が示しています完全統一ですね。令和11年までに保険料水準の統一化を目指すということになっているんですけれども、その後に目指す完全統一というのがあって、資料を見ますと、県内のどこに住んでも同じ所得水準で同じ世帯構成であれば同じ保険税額となる状態というふうに説明があるんですけども、この保険料水準の統一化とこの完全統一、これはどのような違いがあるのか、その辺りちょっとお聞かせください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、御質問にお答えをいたします。

保険料水準の統一化というのは、先ほど議員の御質問の中でも触れていらっしゃったように、県が市町村ごとに国保事業費納付金を決定して、それを市町村に見合う標準保険料率を示しているということで、この事業費納付金を算定する中で、あらゆる諸条件や係数を調整しております。それを一旦加味せず、反映させず、県全体で平準化するもの、これが保険料水準の統一化と言われております。

それに対して完全統一というのは、今御説明がありましたように、賦課される保険料率が統一化され、県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同額の保険税額となるということが完全統一と言われております。以上です。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

それと、これは町の税率設定の指針としまして、原則応能割50%、応益割50%ということなんですが、県下でのこの御嵩町国保の被保険者の所得水準というのは何か把握をされておられますか。

それと、先ほど医療費が年々上がっておるということなんですが、この医療費水準も県下でどのくらいの位置にあるのか、分かればちょっと教えていただきたいんですけども。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

御質問いただきましたことについてお答え申し上げます。

所得水準というのは、県内状況については実際公表されている資料等がなく、どの程度なのかというのを示すことは、すみません、困難ですので、御理解いただきたいと思います。

ただし、医療費水準ですが、これは岐阜県国民健康保険団体連合会、いわゆる国保連というところが資料を出しております。令和6年度における御嵩町の1人当たりの医療費というのが46万5,988円、県内順位は高いほうからだと6番目という位置になっておりますので、お願いたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

次の再質問ですけれども、税率引上げは段階的にせよ必要不可欠であるという答弁だと解釈するんですけども、そのときに、単なる引上げではなくて、これまで積立てた基金をどのように扱っていくつもりなのか、その辺り、考え方があるのならちょっと教えていただきたい。

それと、保険料率、保険料の増加というのは、究極的には収納率の低下、滞納者の増加につながるという傾向があるというふうに言われますけれども、これに関してはどう対策をしていく考えなのか。県が掲げる目標収納率という言葉も最後、部長の御答弁の中にあったんですけども、この目標収納率というのが分かれば、これも教えていただきたいと思います。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

再質問にお答え申し上げます。

まず、引上げを行う際に、基金の在り方というのは当然議論するべきことだと思います。先ほど申し上げた、被保険者への還元は適切ではないと申し上げましたが、医療費の抑制だとか、療養給付費に対する補填、補充というのは当然必要になってまいりますので、その中で基金を取崩しをして療養給付に充てていく、必然的にそれが国保税率の部分に反映するとは思ってますので、改定する際にはその辺も慎重に計算していきたいというふうに思っております。

あと、次の御質問の中で、当然収納率の低下とか滞納者の増加に対しては、滞納整理や納税相談等につきましては、これは適切に実施していくと。今現在でも差押えだとか、毅然とした法律に基づく滞納整理は行っておりますので、それを推し進めていくというふうに考えております。

また、県の掲げる目標収納率でございますが、これにつきましては毎年度変動があります。令和6年度で申し上げますと、県の目標収納率は95.4%で、御嵩町も当然この県の掲げる目標収納率はクリアしていきたいというふうに考えております。ちなみに、令和6年度は96.2%ですので、おおむねそれはクリアできていくかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[3番議員挙手]

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございます。

今、収納率の関係のお話が出たんですが、全国的な平均ですけれども、滞納世帯率というのがありますて、被保険者世帯の11.4%が国保の場合は滞納していると。これを御嵩町に換算すると、2,300世帯あったとしても、250世帯が滞納しているような状況だということが言えると思います。

それと、賦課して適正な滞納整理、収納管理をしていくというようなことなんですかけれども、御嵩町の国保の不納欠損、実際いろんな手立てをして最終的に収納ができなかつたというの就不納欠損されるんですけれども、令和4年度から令和6年度の決算を全て足した合計なんですが、町の個人町民税、これが200万円ちょっとなんですね。それに対して国保税は何と704万円もしておりますんですね。より増額を賦課して、取れなければ不納欠損すればいいという、そういう考えではちょっといけないと思いますので、納入者の身になってやはり課すべきで、今後も

被保険者の生活を考えて賦課をしていただきたいと私は思います。

最後に国保、これは福祉的な政策がかなり色濃いと思うんです。生活弱者といいますか、生活水準が低くて医療水準が高いと、そういう方が被保険者として集まっていますので、保険事業として財政的に運営をしていかなければいけないということはもちろん執行部として分かるんですけども、その面だけが強調されると、結局は皆さんの福祉がおろそかになってしまふといいますか、弱い立場の人間がどんどん生活に困ってしまうというようなことです。

究極の目的は、やはり国保も福祉があるというようなことで、一般会計の繰入金を今後もやっているのかというようなことはもちろん理解はできますけれども、困っておるときには、やはりそこへは税金を投入していくというのは行政としての在り方だと思いますので、その辺り、やはり表向きのことばかりをどんどん進めていくのではなくて、やはり本音になって考えて、今後もこの税率改正に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私からの注文になりますけれども、これで私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで山田徹さんの一般質問を終わります。

続きまして、8番 奥村悟さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

なお、奥村さんにおかれましては、大項目2点ありますが、1点目の質問で午後に行くかもしれませんので、よろしくお願ひします。

8番（奥村 悟さん）

それでは、さきに通告しておきました通告書に従いまして、本日は大項目2点について質問をさせていただきます。

1点目、全国学力・学習状況調査結果についてであります。

毎年4月に全国の小学校6年生、中学校は3年生を対象に全国学力・学習状況調査（以下、全国学力テスト）が実施されています。この調査は、国や自治体が教育の成果と課題を把握し、指導改善に役立てるという重要な目的を担っています。

しかしその一方で、結果の公表が招く過度な競争やテスト対策に追われる現場の負担増など、その意義や在り方を問う声が教育関係者から上がっていることも事実です。

全国学力テストは、1956年の高度成長期の真っただ中に始まりましたが、学校や地域間の競争の過熱や教職員組合の反対運動などにより、1966年に中止されました。その後、2003年に起きたOECD生徒の学習到達度調査（PISA）でショックを受け、ゆとり教育の見直しなどを背景に2007年度から再開されています。

近年では、テストの在り方や結果の公表方法について議論が活発になり、2024年8月には全国知事会議で都道府県別の公表方式の見直しを求める声が上がるなど、公表方法は2025年度から一部変更されています。また、2027年度からは紙媒体での実施を廃止し、パソコン端末を活用したオンライン形式に移行することが発表されています。

今年も4月17日に全国のおよそ187万人を対象に行われ、岐阜県では小学校347校、約1万5,620人、中学校167校、約1万5,692人が参加しています。

7月14日には国語と算数・数学、理科の結果が公表され、小・中学生ともに思考力や表現力を問う記述式の問題で平均正答率が低くなる傾向があり、文部科学省は今後、詳しい分析を進めています。それによると、自らの考えで根拠を示して書く力に課題があることが浮き彫りになり、理科の実施は3年ぶりで、中学生を対象にパソコンで回答する試験C B T（コンピューター活用型調査）を採用し、実験や観察の場面を動画で再現し、正しく理解しているか試したところ、多くの生徒が苦戦したということです。

教科ごとの平均正答率は、小学校の国語が67.0%、算数が58.2%、理科が57.3%、中学校の国語が54.6%、算数が48.8%となっています。出題の内容や難易度は毎年異なるため単純比較はできませんが、いずれも前回の結果を下回っています。今回初めてオンライン形式で行われた中学校の理科は、平均が505点でした。

7月31日に公表された全国データに基づく分析結果では、岐阜県内の小学校では国語、算数、理科ともに全国平均を下回っており、中学校では国語は全国平均と同程度で、数学、理科はともに全国平均を上回ったという結果でした。

さて、本町はといいますと、ホームページ上で調査結果の概要を公表していますが、令和6年度は小学校、中学校ともに全国平均を下回っているという結果でした。今年度の公表はこれからだと思いますが、本町の小・中学校の調査結果はどのようですか。

21世紀御嵩町教育・夢プランの学校教育の重点に学力・学習状況調査を踏まえた指導改善を行うということで、具体的には学力・学習状況調査等の結果を分析し、分析結果を反映した指導改善に努めています。過去から令和6年度までの評価を見てみると、80%以上で計画どおりに実施されています。このように、教育委員会や学校教職員のしっかりした取組が実践されていることで、本町の子供たちの学習意欲の向上や授業の改善に大いに役立っていることは大変うれしく思います。

そこで質問ですが、1つ目、全国と岐阜県の調査結果は公表されていますが、各市町村への公表はいつ頃になるでしょうか。また、保護者への公表はどのようにですか。

2つ目、今回の調査結果を踏まえて、現在の本町の子供たちの学力の状況をどのように認識されていますか。

3つ目、今回の調査結果についてどのように分析し、どのような課題があると考えておられますか。

4つ目、公表された全国学力テストの結果は、今年は例年より早く学校現場に返却されているようですが、それによって学習や授業の改善にどのような変化が見られましたか。

以上4点、答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

それでは、奥村悟議員からの全国学力・学習状況調査の結果についての御質問にお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査は、毎年4月に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される児童・生徒の学力や学習状況をはかる調査です。実施教科は、国語と算数・数学については毎年度、理科と中学校の英語につきましては3年に1度程度実施されております。また、学力の調査と併せて、生活の状況や将来への思い、教科や学習方法に対する意識を質問形式で問う質問調査が実施されております。

この調査は、奥村議員にも御紹介をいただいておりますが、児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、児童・生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としております。

それでは、1点目の御質問、全国と岐阜県の調査結果は公表されているが、各市町村への公表はいつ頃になるのか、保護者への公表はどのようにについてお答えいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果は、各学校へは7月14日に、また教育委員会には7月22日に文部科学省から提供されました。昨年度は教育委員会への提供が7月22日、学校への提供が7月26日でしたので、今年度は学校への提供が10日ほど早くなりました。

本町での公表は10月を予定しており、各学校から保護者への公表は11月になる予定です。国からの調査結果の提供を受けまして、現在、教育委員会及び各学校で結果の分析と今後の指導改善の方向を検討し進めているところでございます。公表がこの時期になりますのは、県教育委員会による可茂地区の結果分析と指導改善に向けた方向性が10月に示されるため、それを受け町や各学校の分析と指導改善の方向を再確認する必要があるためございます。

次に、2点目の御質問、調査結果を踏まえて、子供たちの学力の状況をどのように認識しているかについてお答えします。

年度ごとに児童・生徒の状況が変わるため一概には言えませんが、今年度の調査では、小学

校、中学校ともに国語、算数・数学、理科の正答率は全国平均をやや下回る結果となっております。この中で、中学校の数学は全国平均との開きが他教科と比べて大きいという結果でした。

経年での状況を比較しますと、いずれも全国平均をやや下回る状況でございますが、小学校では正答率が全国平均に近づいてきている傾向が見られます。中学校におきましては、国語、理科は同水準で推移しておりますが、数学につきましては全国平均から少しづつ差が広がってきてているという傾向が見られます。

こうしたことから、本町の児童・生徒の学力は全国の平均に近い状況にはありますが、教科による偏りはあると捉えているところでございます。

次に、3点目の御質問、調査結果をどのように分析し、どのような課題があるかについてお答えします。

学力につきましては、各教科、各問題ごとの正答率を基に、児童・生徒の学習内容の理解や定着の状況を分析していきます。例えば、中学校の数学では、確率のように具体的な場面をイメージしやすい問題の正答率は高く、数や式の仕組みのような抽象的な概念が求められる問題の正答率は低い傾向にあります。解答の形式では、選択式の問題より記述式の問題の正答率が低いという傾向が見られます。こうした分析を通して、生徒の数や式に関する知識、技能の定着を確実に図ることや、思考力、表現力を育成することが課題として捉えることができ、指導改善の方向性を検討していくことができます。

また、調査結果の分析では、児童・生徒の質問調査による回答状況を重視しております。質問調査の結果は、児童・生徒の学校や家庭での生活状況や自分自身の生き方についての意識、また学習に向かう意識など、教科の正答率でははかることのできない面での実態を把握することができ、教育活動全般にわたる指導改善に役立てております。

例えば、自分にはよいところがあると思いますかという問い合わせに、小学校、中学校ともに当てはまると言った児童・生徒の割合は全国平均、県平均を大きく上回っております。同様に、小学校では人の役に立つ人間になりたい、ふだんの生活の中で幸せな気持ちになることがあると答えた児童の割合が高く、中学校では人が困っているときは進んで助けている、学校に行くのは楽しいと思うという生徒の割合が国、県の平均を上回っています。こうしたことから、本町では児童・生徒が充実した学校生活を送りながら、他者との関わりの大切さや自己肯定感、自己有用感を高められる学びや体験の場が学校、家庭、地域において充実しているということが分かります。

一方で、将来の夢や目標を持ってますかという問い合わせに、肯定的に回答した児童・生徒の割合は国、県の平均を下回っており、児童・生徒が自らの将来について見つめ、考える教育活動の充実が課題であると捉えております。

現在、教育委員会及び各小・中学校において、学力調査と質問調査のこのような分析と指導改善に向けた検討を進めているところであります、今後、その分析結果を基に教育活動の充実を図り、児童・生徒の学力の向上及び豊かな心やたくましく生きる力の育成に取り組んでまいります。

次に、4点目の御質問、学校現場に返却された学力テストの結果により、学習や授業の改善に変化は見られたかについてお答えします。

本年度、学校への結果提供の時期が早期化されたことで、個人の結果が示された個票を昨年度よりも早く児童・生徒に渡すことができました。上之郷中学校では、1学期の終業式に個票を配付し、夏休みにどのような内容に重点を置いた学習をするとよいかを指導することができました。また、共和中学校では、これまでの分析結果を基に、学習内容の理解や定着を見届ける時間を指導計画に位置づけることや、本時の授業で何を学ぶのかを生徒自身が見通せる課題提示の工夫を行うことなどを全職員で共通理解し、実践を重ねてきています。さらに、学期ごとに評価を行い、その結果を次の実践に生かすというサイクルを整え、継続的な見届けと改善にも取り組んできております。

教育委員会では、今後、各小・中学校からの分析結果と指導改善の方向について報告を受け、各学校の研究授業や学校訪問の折などに児童・生徒の学力の向上が図られるよう指導助言を行ってまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行さん）

奥村議員、ここで再質問あると思いますが、中途半端になるといけないので、午後に回したいと思いますので、それでよろしいですか。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は13時ちょうどといたします。

午前11時49分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続き、一般質問をします。

午前は教育長 奥村恒也さんの答弁を聞いて終わりましたので、8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

丁寧な説明ありがとうございました。

子供たちが、学力が本当に伸びていくかなというふうな感じをいたしました。

ちょっと1点ですが、先ほど教育長の答弁の中で特に気になったのが、2番目の質問の中で、学力の状況のところですが、中学校が経年ですと数学について大変差が広がっているということなんですねけれども、文科省のほうも7月、経年の変化分析調査を3年ごとにしているわけなんですけれども、2021年から2024年ということで、かなり極端に下がっているという状況なんですねけれども、その辺りは何か分析をしてみえるでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

それでは、お答えをさせていただきます。

算数・数学につきましては、やはり教科の特性として積み重ねの学習の要素が非常に高いということがあります。例えば小学校でいいますと、まず九九がきちんと理解できて、それができないとその先のそれぞれの計算領域の授業に困り感が生じてしまうとか、あるいは中学校でいいますと、図形の学習などについては、図形の定義であったりとか、それから定理、こうしたものがしっかりと理解して定着されていないと、次の学習が非常に子供たち自身困り感が出てきてしまうというような積み上げの学習の特性が、他教科と比べて大きいということが言えます。

そうした点で、子供たちがそれぞれどこでつまずいてしまっているのかというあたりのところが、個によっては違うと思いますけれども、その辺のところをしっかりと分析して、個に応じた適切な指導をしていく必要があると考えていますけれども、数学がそうした差が開いてきているということについて、その辺りのところが十分ではないのではないかと考えているところでございます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

2021年からコロナがありまして、その影響があったということがどうかなと思うんですが、学力低下にコロナ禍の影響はあったかどうかということなんですねけれども、調査対象の今の6年生、3年生、児童・生徒は、コロナ禍で学んでいた世代と思うんですけども、コロナ禍で基礎的な内容だとかを学ぶ学年なんですけれども、対面授業が減ったり臨時休校した場合に、授業の時間数を減らした学校もあると聞いておりますけれども、学習面で影響した可能性が指摘されておりますけれども、本町でもそういう影響はありますか。

議長（高山由行さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

お答えさせていただきます。

今、議員に御指摘いただきましたように、コロナ禍について言いますと、今回調査を行った、まず小学校6年生はちょうど低学年のときでありますし、それから今の中学校3年生は小学校の高学年の時期がちょうどコロナ禍に当たる時期になります。そうしたときに、議員のお話にもありましたように、やはり臨時休校であったりとか、それから学習形態も実技であったりとか観察、そうしたものが制限されたりとか、集団での学びというものが制限されたりというようなことで、かなり学習に対する制限というのはあったかと思います。

そうした中で、国の傾向とも同じように、本町の子供たち、大きく低下してきているということではありませんけれども、正答率が下がってきてるという傾向はあります。ですので、こうしたことを鑑みますと、影響が全くなかったというふうには言い切れないと捉えております。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

今はGIGAスクール構想、2019年から始まっているわけですけれども、児童・生徒に1人1台のタブレットが支給されておりますけれども、授業にICT機器を活用するということなんですが、学力テストに、タブレットを活用しているという状況の中で、その影響はあったでしょうか。その辺のところもちょっと教えていただけますか。

議長（高山由行さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

タブレットにつきましては、子供たちがそのタブレットを使って学んでいるということを、意識調査では子供たち自身が自覚をしている傾向はよく見られております。よって、授業では活用が広く行われてきていると思います。

今後、課題として考えられるのは、そのタブレットの活用が、議員から御指摘いただいたように学力の定着、あるいは理解にどのように効果的に影響しているのかというところをしっかりと分析をしていく必要があると思っております。以上です。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

最後に1点なんですかけれども、私も気になっておりますけれども、今、スマホの普及であつたり、ゲームもあるわけですかけれども、そういうものを利用する子供たちが大変増えておると思うんです。私の孫も、ショッピングゲームをやっていたりスマートフォンを触っているという状況があるわけですかけれども、その分やっぱり勉強時間が減るという影響があると思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育長 奥村恒也さん。

教育長（奥村恒也さん）

お答えします。

今、御指摘いただきましたように、子供たちがスマートフォンやパソコンでゲームとか、それから動画視聴をしたりする時間というのは年々増えてきているという傾向にあります。それに反して、家庭で学習する時間につきましては、徐々に減ってきてているというような傾向も本町にもあります。

そうしたことを考えたときに、やはり情報教育、あるいは基本的な生活習慣、こうしたものをお子様たちが自分自身で考えながら、自分の生活サイクル、生活習慣を整えていく、そういう学びをしていく必要があるということを思っているところでございますし、またタブレットを1人1台、この夏に更新をさせていただきましたが、それを機に家庭への持ち帰り等も推進しながら、家庭学習の在り方を学校教育の中でもしっかりと指導していくことができるようにしていきたいと考えております。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

ICTの時代ですから、機械に頼るんじゃなくて、本を読む機会も子供たち、少なくなっているような気がしますね。ですから、読解力、そういうものも教えていくことが必要なかなというふうに思います。

最後に、全国の学力・学習状況調査の結果の活用について、先ほど教育長も触れておられま

すけれども、町内6校の管理職と教育委員会で組織する学力向上推進委員会で共有されまして、各学校の実態を基に授業改善に取り組んでおられ、さらに教職員で組織された可児郡教育研究会のほうで、研究授業においても、これらの結果を基にした具体的な指導方法を示しながら、児童・生徒の学力向上を図っておられることは、本町の児童・生徒が将来の夢や目標を持って挑戦する力を伸ばしていけるのではないかと思います。

21世紀御嵩町の教育夢プランで掲げる学校教育の重点、確かな学力を育成する上で、学力・学習状況調査を踏まえた指導改善を引き続き実践されるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

続きまして、2点目ですが、御嵩宿わいわい館の今後の在り方について質問をさせていただきます。

御嵩町にある歴史的文化遺産中山道御嵩宿の地域資源を生かし、また特色あるまちづくりを進めようと、平成20年3月に御嵩宿地域再生構想を策定し、その構想では、名鉄御嵩駅の駅前広場の整備とともに、駅に近接して来訪者や地域住民が交流できる交流拠点施設を整備することとしています。それを受けた完成したのが御嵩宿わいわい館です。

この施設のコンセプトとして、おもてなしの心根を感じることのできる場所とし、地域住民の皆さんや来訪者の方々がお互いに交流し、ゆっくりお茶などを飲みながらくつろぎ、かつての宿場町のようにぎわいをつくり出す交流の拠点とする目的としています。

平成22年5月22日に開館し、オープニングセレモニーで当時の渡邊公夫前町長が挨拶で、建物を造って終わりではない、これからどう利用するかが大切だと話されたことを今でも鮮明に記憶しています。

当時、まちづくり課の課長を拝命しており、おもてなしでは地元産品の和菓子やあゆみ館クッキーをコーヒーの当てとして提供し、舳五山茶を使った給茶機、自動お茶入れ機での無料サービスを行いました。また、展示や講座、イベントを数多く行い、平成22年度の入館者数は1万7,000人を超えていました。

その後、時を経て、私は平成28年度から3年間館長を務めさせていただき、コンセプトであるおもてなしの心を忘れることなく、来館される皆さんに少しでも喜んでもらおうと、そばやおにぎり、夏は冷やしそうめん、かき氷など軽食の販売を行い、観光情報発信基地として、訪れる韓国人ツアーカーとの交流会、東濃実業高校生によるあづさCafe、豆腐づくり、つるアート、ワンデーパティシエなどの体験を通して、まちの魅力を届けてきました。また、来館される皆さんに感謝するわいわい館マルシェを開館6年目からスタートさせました。

その後、しばらく来館者は1万人前後を推移していましたが、コロナ禍の影響もあってか、今では7,000人前後で推移しているようです。

現在はといいますと、御嵩町と観光協会、特定非営利活動法人ささゆりあゆみ館との3者により協定を結び、町から観光協会がおもてなし業務などわいわい館の管理運営を委託し、そのうち無料湯茶の提供、土産品の販売業務、飲食類の提供をあゆみ館に再委託し運営がなされています。今年は町制施行70周年の記念すべき年であり、わいわい館も15周年の年に当たり、どちらも節目の年を迎えて、町の未来に向けて一層の発展と魅力あるまちづくりにつなげることが期待されます。

公共施設の管理運営をまちづくりに携わる幾つかの団体に聞くと、こうすればよい、ああすればよいといったことを議論し、課題整理まではできているのですが、しかし、具体的に実行へと踏み出せるか、議論だけで止まるのか、その分かれ道は財源を持っているか否かではないでしょうか。実行力が伴わない多くの団体は、町から補助金はあっても、財源、すなわち自分たちで自由に使えるお金がないことが問題で、財源ゼロではまちづくりはできないと考えます。まずは財源づくりからスタートすることが必要ではないでしょうか。

わいわい館については、開館当初から岡本議員は民営化への思いが強く、度々指定管理者などへの移行の質問をされ、平成22年第2回定例会では、当時のまちづくり参事が運営形態を指定管理者制度の移行を含めて包括的に考えていく必要がある。直営方式による状況と指定管理者とした場合との比較衡量を進めながら、数年かけて効率的・効果的な運営の仕組みを検討していくと答弁し、平成24年第1回定例会では、当時の総務部長が御嶽宿を積極的にPRしていただける団体や指導者の育成を図り、指定管理者制度への移行も想定にできるだけ自立できる体制を目指していきたい。難しいかもしれないが、3年で何とかしていきたいとの答弁もありましたが、その後、指定管理者の話題も上がらず、直営方式で15年経過し、今に至っています。

令和5年に行われた政策総点検では、令和9年を目標に御嵩駅と御嶽宿わいわい館の機能を再編し、運営主体や運営方針の再検討とともに、民間活力を含めた効率的な受入体制を整備するとしています。

さらに、令和7年3月に策定された重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画にも、願興寺本堂の修理工事が令和8年度に完了し、その後の保存・活用をする上で、御嶽宿わいわい館を願興寺へ来訪する人々への休憩スペースなどとして、指定管理者制度による管理とにぎわいの創出を行うとしています。

このようなことを踏まえてなのは分かりませんが、この9月定例会にわいわい館の設置及び管理に関する条例の全部改正の議案が上程され、令和8年度から指定管理者の管理とする予定であると示されました。

そこで質問ですが、1つ目、わいわい館が開館から15年たった今、指定管理者の管理に移行することに至った経緯は、なぜこの時期なのですか。

2つ目、指定管理者の募集・決定までの今後の具体的なスケジュールをお聞かせください。

3つ目、わいわい館を指定管理者の管理とする必要性と効果をどのように考えていますか。

以上3点、答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部に答弁を求めます。

1つ目、2つ目を企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

御嶽宿わいわい館の今後の在り方について、3点御質問をいただきました。

まず、私から1点目と2点目、今、指定管理者による管理に移行しようとすることになった経緯と、指定管理者の募集・決定までの今後のスケジュールについてお答えいたします。

まず、経緯でありますが、前提といたしまして、町主導から民間主導へ、管理運営を安心してお任せできる団体に手を挙げていただけるならば、指定管理者による管理に速やかに移行したいという、開館当初、議会でお答えしたスタンスは現在も変わっておりません。その上で、いよいよ指定管理者による管理に踏み出そうとする理由は2点ございます。

1点目は、今もし申し上げましたが、自らまちづくり活動を実践する民間団体が育ち、定着してきたことです。平成22年第2回定例会、平成24年第1回定例会において岡本議員が本件について御質問された際、事業を受託できる団体の受皿の問題がある、また、まちづくりの施設運営等に実績のある団体が町内で育っていない、それらを理由に指定管理者による管理への移行はまだ難しいというお答えをしております。

その後、現在に至るまでですが、町直営の下、観光協会等が中心となり、物品販売や飲食物の提供、観光情報の発信や各種イベントなどを切れ目なく積極的に行ってまいりました。そして昨今、一過性ではなく収益につなげる仕組みをもって、主体的にまちづくり活動を継続して実践できる民間事業者が、周辺自治体を含め各地で生まれ育ってきたことが一つの理由であります。

もう一点の理由、こちらは奥村議員も質問で触れられましたとおり、願興寺本堂の修理が令和8年度をもって完了することあります。願興寺本堂の修理は、人を呼び込む、人と人との交流によるまちの活性化を図る絶好の機会であります。観光客の受け入れ拠点である御嶽宿わいわい館の充実を図るべく、重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画に沿って、指定管理者制度による管理に踏み出すものであります。令和8年度から移行することで、準備・助走期間を得た上で、願興寺本堂の修理完了を契機とした御嶽宿エリアのまちづくりに万全の体制で臨めると考えております。

次に、指定管理者の募集・決定までのスケジュールについてお答えいたします。

プロポーザル方式で選定する予定で、令和7年度中に選定基準を定め、公募をいたします。その後、評価員による評価等を経て、遅くとも令和8年秋頃に議会の議決を経て運営者を決定し、詳細に係る協定を取り交わす予定であります。以降、令和8年度末までを引き継ぎ、移行期間と捉え、町と観光協会、受託した運営者とで円滑な運営を図ってまいります。

以上で私の答弁を終わります。

議長（高山由行さん）

3点目、町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

私からは、最後の1点、指定管理者の管理とする必要性と効果についてお答えをいたします。

指定管理者制度は、御存じのとおり公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することで、多様化する施設管理者のニーズに効果的、効率的に対応していくための有効な手段でございます。

昨今は、歴史観光ブームや訪日旅行の増加もあり、古いお寺だから、宿場町だから、訪問客は国内の中高齢層ばかりではございません。歴史好きの若年層であれば、例えば独自のデザインを施した御朱印といった、いわゆる映えるものが受けるかもしれませんし、訪日外国人であれば、お寺にお参りしながら門前で和食をいただくといったような、日本人にとっては何ら特別ではない体験に価値を感じるかもしれません。

これらは御嶽宿わいわい館を捉えた場合の例示でございますが、こうした市場ニーズを適時的確に捉えて、柔軟かつ迅速に営業活動につなげ、質の高いサービスを提供できることが民間事業者等に運営を委ねることで期待できる効果というふうに考えております。

さらには、収益につなげられることも必要と捉えております。一定の利益は良好な運営サイクルを生み出し、継続して効率的かつ質の高いサービス提供を実現するものと考えております。

全てを言い尽くしているわけではございませんが、以上が町が御嶽宿わいわい館にかける思いでございます。指定管理者による管理への移行は、御嶽宿わいわい館はもとより、御嶽宿全体の活性化、町民自らが主体・主役となって進めるまちづくりを体現する一つでございます。議員各位におかれましては、今後のまちづくりに向けて町民の機運醸成に御尽力を賜りますようお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

部長にちょっとお聞きしたいんですけども、これから業者の選定がありますので、なかなか答えにくい点もあるかと思うんですけども、先ほど令和8年秋頃に一応決定をしてということで、最終的には令和9年度からスタートというか、先ほど私が言いました政策総点検では令和9年度をめどにということになっていましたけれども、その令和9年度からスタートできるということでおろしいですか。再確認です。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

御嶽宿わいわい館の指定管理による制度のスタートの部分ですけれども、願興寺が令和9年度当初から修理が完了して、オープンしていくと。指定管理の制度への移行は、そのときにし始めたのでは、ややちょっと準備等がございます。当然のことながら管理運営形態が変わるので、受け手となる事業者さんも当然準備が必要ですし、こちらから引き継いでいく部分も、当然すり合わせが必要になってくるということも想定した上で、先ほど令和8年秋頃のと申し上げましたけれども、秋頃の議決を経て、指定管理者制度への移行はその後、協定等を結んでスタートさせます。なので、制度的に指定管理者制度への移行というのは令和8年途中からスタートするイメージであります。そこから令和8年度末までは、指定管理者と町観光協会が協力しながら本格的な稼働をさせられるような準備期間と捉えておりますので、そのようなスキームで進めたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

現時点では直営で喫茶の部分はN P O法人のささゆりあゆみ館がやっておりまして、会計年度任用職員が2名ついているわけですけれども、そういった方々への指定管理になるという情報ですね、いつからというか、いつまで勤めていただくのか、次の仕事というか、そういうしたものも見つけていく必要がありますので、そこら辺の情報はもう既に流しておみえなのか、これから本人たちに伝えていくのか、そこら辺はどんなふうでしょうか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

あゆみ館への告知といいますか、その部分に関してお伺いいただきました。

指定管理者制度への移行に関しましては、既に事前にそのような予定であるということは、

特定非営利法人ささゆり様にお伝え済みでございます。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

あゆみ館はいいですけれども、今の会計年度任用職員が2人いますよね。そういう方たちへの配慮は何かあったでしょうか。まだこれからなんでしょうか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

会計年度任用職員に関しましても、ささゆり同様にもう既に事前にお伝えはしております。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

先ほども冒頭に触れましたように、当時の総務部長が平成22年に開館してから3年をめどにということで強く言ってたわけですけれども、今年15周年なんですね。その中で館長も入れ替わってきました、当時は1年、2年、4年務めた人もおりますし、私も3年務めました。その後、半年ずつで替わったり、それからその後、令和4年、令和5年、令和6年は1年ずつで交代しています。今の館長も令和7年度から採用されて、まだ半年なんですね。館長も定着せずに、8人ぐらい替わってきておるんですね。

ということで、そのコンセプトがまちづくりの、先ほどもおもてなしとあったわけですけれども、そういったことの共有が館長にきちんと伝わってあったのか、この3年をめどにということの中で、民間活力もなかなか熟成していないということで、そこで踏み込めなかつたということなんですねけれども、15年もかかって、今回願興寺のこともありましょうし、指定管理に踏み切るということなんですねけれども、その15年の中でそういった議論がされなかつたのか、そこら辺のところをちょっとお聞かせいただけますか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

今の15年間の運営の中で、恐らくその運営の仕方だとか、そういったところが町のほうとということだと思いますけれども、町と、例えば館長さんとかスタッフさん含めての議論という

ところだと思いますけれども、その時々のニーズというのは多分変わってくるかと思うんですけれども、訪問客に対するニーズとして、最大限どういったサービスを提供するべきかといったところは、当然のことながら我々も隨時、情報交換、意見交換しながらやってきておりますので、この間に、例えばコロナ禍だとか、そういったところで大きなニーズの変動もあったかと思いますけれども、その時々に応じて最大限のサービスを提供できるようにということで、密なやり取りといいますか、そういった情報交換、意見交換は行ってきておったというふうに認識をしております。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

ありがとうございます。

その都度交換はやっておられると思うんですけども、私が館長のときには、当時まちづくり課の職員と月1回は意見交換しながら情報共有をして、次につなげるいろんなまちづくりだとか、情報だとか、どういったものを次につなげていくかというのを展開していたわけですがれども、今がそれをやれているかどうか。館のほうにお任せなのか、まちづくり課の職員は本当にそういった情報共有をしながら、双方で相談というか交流しながらやっていたのか、そういうものもちょっと疑問に感じるところがあるわけですけれども、やっぱりお任せじゃなくて、ある程度そういったアプローチもしながら続けてくることが、行政とその現場との乖離がなく、うまくやれてきたかなというふうに思うんですけども、そこら辺が一部欠けていたように、私は感じるところがあります。3年間やってそういった思いがあったので、そこら辺のところがどうだったかなというふうに思います。

それから、今年度で御嵩町の第5次総合計画、これが終了するわけですけれども、その基本計画の中に、単位政策の中でおもてなしの充実というのがあって、そこに御嵩宿わいわい館の入館者数がこの令和7年度で1万2,000人という数字が出ているわけです。令和6年度は7,000人ちょっとなんですけれども、コロナ禍以降7,000人前後ということで、当初は1万7,000人もありまして、私のときは1万人ぐらいで来館者が推移をしていたわけですけれども、今度また新しく第6次総合計画をつくっていくわけですけれども、そういった中で、指定管理者のほうにもその辺の希望というか、数字的なものも反映されるかなと思うんですけども、入館者はどのくらいで今度見込まれるのか。当時は1万7,000人あったわけですけれども、その来館者が増えることによって活性化にもつながるということですし、お金も落としてくれると。やっぱりお金もそれだけ実入りがあるということなんですけれども、そこら辺はどんなふうにお考

えなのか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

来館者の増加をどう見込むのかという点が主たる御質問かと思いますけれども、まずもって現在の状況でありますと、奥村議員言わるように、最近は7,000人程度で推移をしております。例を挙げますと、昨年度は7,747人、その前が6,746人、その前令和4年度が5,791人、コロナ後は微増しているという形でございます。

一方で、奥村議員が館長だった時代には1万人を超えてるぐらいかなと思いますけれども、まずもって今後の具体的な数値を目標数値として掲げるという点に関しましては、ちょっとまだ具体的な数値を、この数字まで戻すといったところを掲げるというところには至っていないというような状況でございます。具体的な目標数値はまだ立てられないかなというような状況でございます。

一方で、今、議員も御指摘のとおり、特に指定管理者制度に移行していくということは当然民間活力を導入させると。この民間活力の導入の一つの目的は、やはり先ほど財源の話も出ましたけれども、観光産業の主たる目的であります観光でいかに観光消費を促していく、稼ぐ力をつけていくかといったところでございますので、それは当然利用者増、来訪者増、来訪者が増えないと消費は増えませんので、当然のことながら来訪者増を目指すものでございますし、それによりまして、指定管理者、民間の活力がより生かせるというか、稼ぐ力がついてくれば、それをさらに相乗効果として、おもてなしの機能の充実といったところにつき込んでいけるというのも変なんですけれども、活用していくと考えておりますので、当然のことながら利用者増というのはしっかりと目指していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

わいわい館へ投資する費用ということですが、令和6年度の決算額でいきますと570万円ぐらいですか、その金額、主に人件費なんですけれども、役務費とか使用料は50万円ほどということで指定管理料を支払うわけですけれども、これは言いにくいかと思うんですけれども、この金額を超えるか、これぐらいに抑えるのか、そこら辺が基準になってくると思うんですけれども、その辺のところはどのようなお考えなのか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

今、指定管理料のお話ですけれども、質問の中でも言っていただきましたとおり、ちょっとまだ指定管理料のほうに関しましては、この場でこうだというようなお答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

[8番議員挙手]

議長（高山由行さん）

8番 奥村悟さん。

8番（奥村 悟さん）

言うまでもありませんけれども、指定管理者制度の導入の目的は、公の施設における行政サービスの向上、それから自治体の経費の削減、この2つのことが両立していかなければならないというふうに思います。過度に経費の縮減、先ほど五百何万円ぐらいの経費がかかっているということがあったんですけども、やっぱり経費を抑えたいという部分はあると思うんですけども、それをやっぱり強調しますと、その指定管理者が提供するサービスが低下したり、中途半ばで事業が中断してしまうということも考えられます。かえって住民の利益を損なうことになって、これは本末転倒なのかなというふうに思いますので、そこら辺はしっかり検討していただきたいなというふうに思います。

この制度を導入するということは、当然行政のスリム化、それから行財政の効率化のみの観点ではいけないと思います。町が将来どういう姿にしていくか。町長が先ほども述べられましたように、住民参画の下、まちづくりをしていかなければならぬと思います。住民が参画した中での行政運営がなされることが、これから町の将来像ではないかなと考えます。このようなことを踏まえて指定管理者に移行していただくことが大事かなと考えます。

わいわい館が指定管理者の管理となることにより、なお一層のサービスの向上が図られ、施設の原点とした運営コンセプト、おもてなしの心根を感じることのできる場所を忘れずに、町民と館を訪れる来訪者との触れ合いを通して、御嶽宿の魅力を伝え、観光拠点の発信基地となるよう期待するものです。

これで私の質問を終わります。

議長（高山由行さん）

これで奥村悟さんの一般質問を終わります。

続きまして、5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問を始めたいと思います。

今年3月、重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画が策定されました。昨年より文化財、建築、まちづくりへの活用の有識者に助言、提案をいただきながら、町内願興寺協力の地域住民と私も一員として、広範囲に及ぶこれからの課題について話し合われました。

基本的に国重要文化財である願興寺本堂や仏像群、また調査の結果、新たに文化価値を認められた境内の建築物など、今後これらの歴史財産を保存・維持管理をし、そして後世に伝えていくことはこれから町の責務ですが、一方で町としても、これを往時の中山道御嶽宿のにぎわいを復活させるように、また新たな町のにぎわいづくりに活用していくことは、町の権利かもしません。

保存と活用、密接に連動し、相互に発展していくことが、まちを持続可能なものにしていきます。修理の完成は、願興寺を含め、御嶽の歴史文化の保存・維持と、その価値を広く伝承し、まちづくりへ活用していく。2つを同時進行させる重要なタイミングとなります。そこを焦点に、完成を控えた今、計画を基に現段階での検討の状況や、あるいは実行に移される予定があればお聞かせいただきたいと思います。

それでは、質問です。

重要文化財願興寺の保存と活用の計画と実行についてです。

質問1つ目は、保存について、修理完成後の維持管理や文化財保護のための体制づくりはどういうに検討されているのでしょうか。そして、それはいつから取り組む予定でしょうか。

2つ目、願興寺を拠点に、観光振興、にぎわい創出、経済発展や交流人口拡大につなげるまちづくりに活用していくために、環境整備や仕組みづくりは具体的にまず何から取り組んでいくのか。そして、そこに課題はあるのか。

3つ目は、これから実行計画の目標とスケジュールがあると思いますので、お聞かせ願います。

そして4つ目、まちづくりに地域住民の参画をどのように町が考えているか、参画への方策はあるのでしょうか。

以上、4点について質問させていただきます。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、可児さとみ議員から重要文化財願興寺の保存と活用の計画と実行についてと題し、4点の質問をいただいております。私からは、1点目と3点目の質問についてお答えいたします。

まず1点目の御質問、保存について、修理完成後の維持管理や文化財保護のための体制づくりはどのように検討されているか、いつから取り組む予定かについてです。

願興寺は、1,200年以上の歴史を誇る古刹として、古くは東山道とともに、そして江戸時代以降は中山道御嶽宿とともに発展してまいりました。願興寺は、本堂ほか重要文化財に指定された24体の貴重な仏像群を有するなど、文化財としての価値や重要性はもちろんのこと、観光資源としても大きなポテンシャルを秘めており、今後の観光振興、にぎわい創出、経済の循環、交流人口増加といった側面から、本町にとって非常に重要な資源であると考えております。

一方で、願興寺は檀家をほとんど持たず、今後の存続や多数の文化財群をどのように保存し、継承していくのか、また御嶽宿周辺を核とした町の発展にどのように活用していくことができるのかなど、多くの課題を抱えております。

そうした中、可児議員にも委員として参画いただき、約9か月にわたる議論を経て、令和7年3月に重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画を策定し、これらの課題を解決しながら保存し、活用していくための方針や方策をまとめたところであります。

御承知のとおり、願興寺は宗教法人であります。本計画においては、そのことを踏まえた上で、短期的な目標と中長期的な目標を設定し、課題解決に向けて取組を示しております。この計画において、修理完成後の維持管理や文化財保護のためには、体制を明確化し、各機関や関係団体がそれぞれの役割を把握し、願興寺に関する意見交換や連絡、提案、助言等が適切に行えることが必要不可欠であり、保存と活用を両輪で推進していくためには、運営体制を見直し、目に見える形でアクションを起こしながら新たな取組を進め、広げていく必要があることを示しました。

現在、保存と活用を推進していくための組織が必要として、町内の事業所、団体、関係者などの有志による（仮称）願興寺の保存と活用実行委員会を設立するための枠組みを整えているところであります。この（仮称）願興寺の保存と活用実行委員会は、令和8年度末に本堂修理が完了することに伴い、本年度中早期の発足を目指しております。

次に、3点目の御質問、これから実行計画の目標とスケジュールはあるかについて、教育委員会所管部分についてお答えいたします。

重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画の調査結果において、今後、早急に文化財に指定され、保存修理されることが望ましいとされた建造物のうち、願興寺より令和7年7月に中門、常行堂、三門の3つの建造物について指定申請書の提出があり、8月に教育委員会から御嵩町文化財保護審議会に諮問をいたしました。そして、令和7年8月20日に開催された第1回御嵩町文化財保護審議会において、御嵩町指定有形文化財として指定に係る調査審議を行っていくことが確認されました。

今後のスケジュールといったしましては、これらの建造物が指定された場合、願興寺が文化財としての保存修理を進めていくことになりますが、修理費用、期間、順序等につきましては、先ほど申し上げました（仮称）願興寺の保存と活用実行委員会において十分に検討し、願興寺と実行委員会等が確認を取りながら段階的に進めていくことになります。町といったしましては、文化財の保存修理に向けた支援を行ってまいります。

このように、本堂修理後の令和8年度以降も継続的に文化財の保存に取り組み、同時に活用面でも新たな展開を図ることで、願興寺の持つ文化財としての価値を最大限に生かしながら、町の発展につなげてまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

それでは、続きまして、私から2点目以降の御質問についてお答えいたします。

なお、3点目の御質問、計画の目標とスケジュールにつきましては、先ほど教育参事が文化財の保存に係る部分をお答えいたしましたので、私からは活用に係る部分をお答えいたします。

まず、2点目の御質問、行政がすべき取組の第一歩としまして、先ほども申し上げましたが、願興寺を核とした観光振興、にぎわい創出等における訪れる方の受入れ案内機能を担う拠点である御嶽宿わいわい館を、町直営から指定管理者による管理へ移行する予定であります。民間事業者が主体となり運営することで、願興寺を核とした御嶽宿周辺を総合的に利活用でき、また来訪者の利便性向上や多様化するニーズに適時的確に対応していくことを目指すもので、本定例会に関係条例の改正議案を上程させていただいたところでございます。

町としましても、文化財保護と行政がすべき活用策を通しまして、側面から願興寺を支えながらまちづくりにつなげていきたいと考えております。

次に、本計画の目標とスケジュールでございます。

先ほど教育参事が答弁にて言及しましたとおり、願興寺は宗教法人であり、歴史文化的価値の保全やその活用の主体も願興寺であり、願興寺を支え活動される地域の皆様であります。したがいまして、本計画を生かし、具体的にどういった目標を持って、どういったスケジュールで進めるかにつきましても願興寺と関係する地域の皆様によるところであり、本計画においては、各エリア・建物に応じて、短期的な目標と中長期的な目標を設定しているところであります。

最後に、まちづくりへの地域住民の参画について、施策の一例を挙げてお答えいたします。

町では、町民の皆さんのが地域の宝を再発見し、互いに共有しあうことで、町への愛着や誇り

を一層深めていただくための重要な機会となるよう、昨年10月にTake-Mi（みたけファンクラブ）を立ち上げました。加えて、今年5月には、まちづくり活動を行う個人や団体同士がつながりネットワークを形成できる場となるよう、新たなプラットフォームとしてみたけのえんがわを立ち上げました。

Take-Mi（みたけファンクラブ）やみたけのえんがわといった取組から、個人・団体を問わず、また願興寺を核とした御嶽宿周辺、さらには町全体をフィールドに多様な形でまちづくりに参画いただける体制を整えております。これらの活動を通して、地域の皆様による積極的・主体的な活動を促してまいります。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

まず、1の質問について教育参事からお答えいただいた部分なんですけれども、新しく文化的価値が見つかった建造物に関して、町の文化財指定を取り付けられるということですけれども、現状に合わせて、これから修復とか保存についてやっていかなければいけないんですけれども、現状と、まず必要な部分というのは、今のところどの辺まで把握していらっしゃいますか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

可児議員の御質問にお答えいたします。

文化財審議会に諮問させていただきまして、審議会では今後、調査等を行って指定についての審議をしていくことになっております。そういった中で、今回まちづくり課で策定しました計画では、その調査についても詳しくされており、それが今後の文化財審議会の調査に耐え得るものだと考えているところもございますので、そちらで示されているものが、今の現状とかの分かるもの、課題が分かるものとして認識しております。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

短期にすぐに取りかからなければいけないとか、これから調査にかかっているということですね。

それと、先ほど言わされました保存活用実行委員会の発足なんですが、これは役割を分担して各方面からの人で構成されるということなんですが、どのような役割をするためにどのような団体、個人という見当はついているのでしょうか。もう発足されていますか。

役割をどのように分担して、どのような人材や団体を想定して、この保存活用実行委員会を結成されるおつもりですか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

可児議員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの実行委員会につきましては、民間のいろいろな関係者の方に組織をしていただきたくと思っているところでございまして、町といたしましては、そのお膳立ての前段階として、実行委員会の準備会というものを早ければ今月中ぐらいに立ち上げて、その方々に集まっていただきて、今後実行委員会でどのような方々が必要で、どのような方々に今後、保存、活用、維持管理について何をやっていただくとか、そういうことを実行委員会の方々も含めて考えていただこうかと思っておりますので、前段階としては、先ほど申しました準備会を立ち上げて、そこで検討をしていきたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

それでは、企画部長にお尋ねしたいと思います。

願興寺は先ほども言われていましたけれども、かつて多くの信仰を集めて宿場町の繁栄を支えた歴史的・文化的な象徴で、文化財として価値はもちろんありますが、その前提には寺の存在があると思います。

町は、この願興寺の存在と存続そのものをどのように捉えていらっしゃるか、考え方をお聞きしたいんですが、先ほども部長は、傍らから支えるというようなおっしゃり方をしたんですけども、檀家も少ないですし、これから運営も危ぶまれているところの、そういう願興寺の存在、または存続がなければ、この保存と活用も宙に浮いた感じになってしまふと思うので、町としてのその保存・活用について願興寺の存在自体をどのように位置づけていらっしゃるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

企画部長 岡本拓さん。

企画部長（岡本 拓さん）

ただいま願興寺の存在そのものをどう捉えているのかと、これは存続をどういうふうにというところの視点があるかなと思いますけれども、まずもって先ほど私の答弁で、側面から願興寺を支えていく、町の取組を通じて側面から願興寺を支えていくというようなお答えをさせていただいたところでございます。

高木参事からも御答弁させていただきましたとおり、まずもって願興寺は宗教法人でございますので、願興寺の存在そのものは当然非常に重要な文化財でありますし、御嵩町のまちづくりのいわゆる基幹的なというか、中心的なシンボルであるということは間違いございませんので、そういういった視点で町としても重要なものと捉えております。

一方で、いかんせん寺、宗教法人でございますので、その宗教法人自体の存続や運営に対して町が何かという部分に関しましては、やはり宗教法人ですので、直接的に何か町のほうで関与していくというところは、やはり難しいものだというふうに認識をしております。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

先ほどからの答弁を聞いておりますと、願興寺を側面から支えるというところには、やっぱり住民とか民間団体の力を借りて、存続のお手伝いを地元の方々がしていくのが望ましいという部分でも、先ほどの保存活用実行委員会の中の役割もあるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

可児さとみさん、すみません。要旨がいまいち分かりづらかったと思うので、再質問をもう一度お願いします。

5番（可児さとみさん）

町としては、存在は重要なシンボリックなことだというふうには捉えていて、それがなければやっぱり保存も活用もないということは分かりますけれども、そばから支えることはできても、手を差し出すことはできないので、これからは保存活用実行委員会のほうで民間の方々にも御協力いただくような仕組みづくりをしていかれるんでしょうか。

議長（高山由行さん）

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

可児議員の御質問にお答えさせていただきます。

町として仕組みをつくることはございません。一応、民間の方々に集まっていただけで、こんな方々に集まっていたらと、その後、自分たちでいろいろ考えてやっていただける方をちょっとお願いして組織を立ち上げていただくというところまでは、町としてはできる範囲かなというふうに思って取りかかっているところでございますので、その後、本当に願興寺さんをどうしていくかというところにつきましては、その実行委員会の方々とか地域の方々、あと檀家の方も踏まえて考えていただいて、町ができるところに関しましては、保存の部分でいけば、文化財となった施設についてのお助けはできる。

また、活用については、まちづくり課が町の核として願興寺を捉えているところもございますので、そこを活用して願興寺を盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、基本、町が何かをやっていくということはありませんので、その辺は御承知おきください。

[5番議員挙手]

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございました。

保存活用実行委員会で、民間の方々から自主的に発案されて活動も起こってくると思います。

それでは、先ほどの奥村議員の質問に対する答えの部分で企画部長にお尋ねしたいんですけども、わいわい館を指定管理に下ろされるということで、観光経済を回していく、活性化する、そして第一目的が観光客のおもてなしを全うするためにということだったんですけども、急な質問なんんですけど、わいわい館に今みたけのええもんとか地域の商品などを取り扱ったりしていますよね。今度わいわい館が指定管理になったときには、もっと広く地域の経済を回すようなお役目を担ってもらうような選定条件みたいなものは、つけられる予定なんでしょうか。

議長（高山由行さん）

すみません、可児議員。わいわい館に飛んだので、願興寺のあくまでも質問で再質問してください。

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

現在進行中の、または取りかかっていらっしゃる計画、スケジュールについてはよく分かりましたので、一応これまでの私の質問は終わりますけれども、地域住民は古くから願興寺をお薬師様と親しみ、大切にしてきました。私自身も価値の周知活動を続けていますが、広がりはまだまだで十分とは言えません。

ただ、先月の灯りナイトには町内外から多くの方が訪れていただき、御嵩と願興寺の魅力を体感していただけたと感じています。今年は小・中学生が工事現場見学する機会もありましたし、貴重な体験を通して文化財の価値を実感できたと思います。今月予定されています一般向けの工事現場見学会も、多くの関心を呼ぶことと思います。

こうした発信を継続的に広げ、訪れる方と受け入れる住民の交流が定着する環境づくりが必要だと思います。保存・活用のためには町のビジョンと仕組みが不可欠ですが、それを持続可能にするには、先ほど参事も部長もおっしゃいましたけれども、やっぱり民間の力、地域住民の継続的な参画が欠かせません。その原動力といえば、御嵩町と願興寺を誇りに思う住民の意識だと思います。

修理完成まで残り1年半、そしてその後のまちづくりは長期にわたり、時間も手間もかかります。だからこそ、今から地域とその意識を共有して早期に取組を始めていただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

議長（高山由行さん）

これで可児さとみさんの一般質問を終わります。

続きまして、2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

よろしくお願いします。

今回は、町政運営に携わる町民の方々に対する行政側の意識について、2つの観点から質問をさせていただきたいと存じます。

まず1つ目に、委員会やボランティア等の各団体で活動している方々に対する意識です。御嵩町では、様々な委員会や団体で多くの町民の方が活動をされています。消防団、自治会、民生委員、教育委員、お祭りの実行委員、そして有害鳥獣捕獲隊など、管轄や有償無償を問わず非常に多くの方が町政運営の担い手として携わってくださっています。町の様々な事業は、彼ら担い手の存在が前提になっていることも少なくありません。ですから、担い手の方々は町の宝にはかなりません。

しかし、行政側にそのような意識や態度があるのか、いま一つ見えてきません。もちろん、担い手の方々に敬意を持って接している職員がいないわけではないとは思っていますが、好きでやっている人たち、報酬のためにやっている人たち、あるいは断れずに引き受けた人たちとでも思っているのではないかと感じられる対応を見聞きしてしまうこともあるのです。

実際、とあるボランティア活動に立ち会った職員から、役場に戻らないといけないから早くしてよと言われたという方から、強い憤りの声も聞いています。これが事実だとしたら、極め

て不適切で敬意を欠いた態度だと言わざるを得ません。私は、町の職員全体が担い手の方々に敬意を払い、活動を称賛し、協力、応援していかなければならないと考えます。

そこで伺います。

町は、各種委員会や団体に所属し、町のために様々な活動をされている担い手の方々に対し、どのような意識を持つべきだと考えているのでしょうか。全職員に共通認識として持たれる指針となるような、明確な表現で回答いただけたらと存じます。

関連して、担い手の方を募集する方法について伺います。

町民の方自ら手を挙げて積極的に応募してくださる場合もあるとは思いますが、そうではなく、頼まれて断れなくてと引き受けてくださる方も多いように思います。その結果、頼みやすい人ばかりに役が集中し、複数の役を抱え込んでしまっている状況も少なくありません。

町長から協働共創という言葉を聞いた記憶がありますが、この現状は協働共創とは逆のベクトルではないでしょうか。協働共創の達成には、担い手の方々の活動を徹底的に周知し、大々的に称賛し、興味を持った人自ら参画してもらえるような仕組みづくりが欠かせないと考えます。

例えば、消防団のたくましくりりしい訓練の様子と消防団の担う役割、そして町長からの称賛の言葉をユーチューブ広告で発信するなんていう周知の仕方もあると思います。

そこで伺います。

町は、様々な役を頼みやすい人に頼んで引き受けもらっているという状況を、どのように認識しているでしょうか。その役の偏りを防ぐ対策としての取組も含め、教えてください。また、新たな担い手を増やす対策としての既存の担い手の方々の活動の周知について、現状行っている取組と、今後の方針をお聞かせください。

次に、もう一つの観点から、町政運営に携わる方々に対する行政側の意識について確認したいと思います。それは、会議運営に当たっての人権意識という観点です。

各種委員会やボランティア団体の会議、町政に関する説明会など、町が主催し、町民の方に参加していただく様々な集まりがありますが、そうした場において、大変残念なことに、一部の参加者が他の参加者に暴言や威圧的な発言をされる場面があります。特に、高齢男性による女性への暴言が目立っているように思います。会議に参加した女性から、意見を出したら高齢男性にどなられた。次から会議に参加したくないという相談を受けたこともありますし、ある説明会の場で、女性参加者に対してばかやろうと発言した高齢男性の姿を、私自身も目にしたことあります。

問題は、その場に同席している町職員が発言を制止したり、注意を促すことがないということです。そして、このような人権を軽視した言動の発生を予防しないことです。

御嵩町は、人権施策推進指針や男女協働参画プランにおいて、人権の尊重やアンコンシャスバイアスの解消を掲げています。しかし、現実の会議などの場では、この理念が生かされてい るようには全く思えません。次から参加したくないと思わせてしまうような態度や言動は、アンコンシャスバイアスの根源にほかなりません。

今、役場の各窓口には、その行為カスハラかもとポスターが貼られ、職員の人権を守る取組がされています。職員の人権を守ることは、何よりも大切なことです。ただ、会議などに参加されている町民の方々も、職員と同様に町政の担い手として守るべき大切な存在ではないでしょうか。町主催の会議や説明会は、冒頭に職員からの挨拶や趣旨説明がありますが、例えば必ずその冒頭で、暴言や威圧的な発言があった場合には訂正や退室を求めるという趣旨を宣言するのいかがでしょうか。このように明確に町が参加者への態度を表明することで、町民が安心して参加し、安心して意見が言える場が形成されるのではないかでしょうか。

そこで伺います。

町は、会議等において、参加者による他者への人権を軽視した態度や発言の存在を認知しているでしょうか。また、町の人権施策を踏まえ、このような事象が発生した際に、職員はどのような態度を取るべきだと考えるでしょうか。そして、今後このような事象を予防するためにどのような取組が必要だと考えるかをお聞かせください。

私は、基本的には町の職員の方々、個々にはどのような思いや考え方があってもいいとは思っています。つまり、担い手の方々に対して敬意を抱こうが、事務局として関わるのが面倒だと思おうが、それは自由だとは思っています。ただ、町という組織において、第5次男女協働参画プランで基本理念として自分らしさを実現できる町みたけの現実を目指している組織においては、担い手の方々の存在をどのように捉え、どのような態度で接すべきかを明確にしておくことは欠かせないことだと思っております。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

それでは、広川議員から、町政運営に携わる町民に対する意識について、大きく6点御質問をいただきました。町職員全体の意識や取組についての御質問ですので、統括する私のほうから答弁を差し上げます。

初めに、日頃から町政運営に携わってくださり御尽力いただいている各種委員、各種団体の構成員、ボランティア等の方々におかれましては、各種の活動を通じて、御嵩町の発展と地域

住民の暮らしの向上に多大なる貢献をいただいておりますことに、まずもって心より感謝を申し上げます。

それでは、御質問をいただきました、まずは1点目、各種委員等の方々に対し、町職員はどのような意識を持つべきかについてお答えを差し上げます。

町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する私たち地方公務員は、地方公務員法に定められているとおり、職務遂行に当たって、法令、条例、規則等を遵守する義務があります。また、これらを十分に理解した上で職務に当たることが重要です。法令や条例等の遵守は、住民の人権を尊重し、信頼される地方公務員であるための根幹をなすものと考えております。

ただ一方で、町職員だけで全ての行政運営を賄えるというものではありません。町の方向性や各部局の事業などを共に考えてくださる各種委員、各種団体、ボランティア等の皆様がいなければ、町の発展、まちの展望は見えないと認識をしております。これらのことから、各種委員等の方々に対しては、町の未来を一緒につくり上げていくという観点に立ち、敬意と感謝の気持ちを忘れず、協働として共に歩んでいるという意識が大切であると理解をしております。

次に、御質問の2点目、役の偏りについての認識は、それを防ぐ対策や取組はについてお答えを差し上げます。

まずもって、議員が表現をされた頼みやすい人という認識や感覚で就任等を依頼させていただいたことはございません。逆に、町政運営に関心をお持ちいただき、複数で多岐にわたる役割に対し、使命感や責任感を持ってお引受けいただいている方は数多くお見えになり、そのような方々に対しては、ある意味失礼な表現でもあるかと思っております。

一方で、1人が複数の役を担っていたりしている現状は、少なからず承知をしております。委員等の選考に関しては、組織する会の趣旨や目的に沿った人物に依頼するのは当然のことですが、候補に上がった方に必ずしもお引受けいただけるとは限らず、委員会等を組織することは容易なことではないことも御理解いただければと思っております。

また、高い意識の中で自ら名のり出ていたりしている方もあるでしょうし、充て職として就任している役割もあると認識をしております。

こうした現状において、各組織の運営が順調に進むとともに、各委員の方々に過度な御負担とならないような工夫は必要となってまいります。例えば、今年度は、全町自治会長会会長の充て職による負担を少しでも軽減するために、6月の御嵩町議会第2回定期会において、御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議決いただき、御嵩町行方不明高齢者等SOSネットワーク事業運営協議会の構成委員から全町自治会長会会長を削除させていただきました。

また、各種委員等の選出において、1人に複数の委員等をお願いする場合には、その方

が適任であることの説明など丁寧に差し上げ、御了解の下お引受けいただくななどの対応を取つてまいります。

次に、御質問の3点目、担い手を増やすための周知等の取組はについてお答えをいたします。

現状において、各事業に関する周知や委員等の公募などは、町広報紙をはじめとする町ホームページ、SNSなどで行っております。また、委員や個人の方の活動に関する周知やPRなども、幾つかの分野では行っております。

議員御紹介のとおり、近年では全国的に消防団員の担い手が減少しており、どの自治会においても苦慮しているところであります。言葉で言うほど簡単なことではありませんが、議員御紹介の手法なども参考にさせていただきながら、それぞれの団体の特性や活動内容に即した手法を各担当部署で模索・研究していくとともに、担い手の方々が自らその活動の意義や楽しみなどについても発信していただきたいと願うところであります。

それでは、御質問の4点目、会議等における暴言等の発生の認知はについてお答えをいたします。

町では、各種事業の説明会などを行っております。本年5月に開催をしましたみたけ未来トータクは、これまでの行政懇談会という名称から、町民の皆さんと町の未来に向けた話し合いができるべきとの思いを込めて名称変更し、実施させていただきました。それ以外でも、新庁舎等整備事業や名鉄広見線に係る説明会など、町民の皆さんに深く関係する、また関心の高い事業については説明会を実施しております。そのほか、各種事業を展開する中で開催される委員会や会議等が行われていることも承知をしております。

その中で、暴言として私が認知している事案は1件ございます。前述の説明会の中で、参加者のお一人がほかの参加者に向けて暴言を発する場面に私も立ち会っておりました。司会を務める町職員は、即座に当該参加者同士のやり取りを中断し、暴言はやめてくださいと明確に発した上で、全参加者に向けて注意を促す対応を行いました。

また一方で、各種委員会や会議等の中では、開催目的に沿った議題の協議を進める上で、委員等相互の意見が合わず、明らかな暴言というものではなくとも、お互いの主張が熱く強くなるというような場面は、時としてあり得ることだと思っております。

次に、御質問の5点目、会議において暴言等が発生した際に、職員はどのような態度を取るべきと考えるかについてお答えを差し上げます。

前述の説明会での事案があった場合の対応を例といたしまして述べさせていただいたとおり、法令や条例等を遵守することは、住民の人権を尊重し、信頼される地方公務員であるための根幹をなすものと考えており、明らかに人権に関わる事案があった場合には、早期即座に毅然とした態度で対応すべきものと理解をしております。

それでは、御質問の6点目、会議において暴言等の発生を防止するための取組はについてお答えを差し上げます。

人権とは、全ての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利であるとされております。町職員として、自身を含め町民の人権を守ることは当然のことであると考えます。

ただ、一般的に人権侵害の判断が難しいとされる理由として、個人の考え方や感じ方の違いや加害者の自覚欠如などが上げられています。人権侵害においては、加害者の意図は基本的に不要とされています。加害者にその意図がなくても、受け取る側が不快に感じれば、人権侵害やハラスメントは成立をするとされており、同じ言動でも受け手がどう感じるかは人それぞれであり、主観的な要素が強いため、一律の基準で判断することは難しいと言われています。

人権擁護の取組として、事前と事後2つの対応があると考えております。

まず、事前の対応として、議員御提案のように会議等の冒頭に周知をすることは有効なものと考えております。全ての会議等にふさわしいのか、またどのような言葉で周知をするのかは、専門家等の意見を聞くなどして、庁内での議論も深めていきたいと考えております。

次に、事後の対応ですが、明らかな人権侵害に対しては、前述のとおり早期即座に毅然とした態度で対応すべきものと考えます。そのためにも、人権に関する研修などに順次参加をさせ、町職員の判断力を高めていくほか、他自治体の取組も参考にしていきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございました。

全職員に共通認識として持たれる指針となるような明確な表現という部分で、町の未来を一緒につくっていく方々だと明言していただけたことは大変よかったですんじやないかなと思います。

指針というものは、全てのメンバーが同じ方向を向いて、例えば行動を取捨選択していくとかということの規範となるものだと思うので、私自身はすごく重要なものだと思っているんですね。人権施策推進指針という名前がついていたりですとか、男女協働参画プランなんていうのも大きな指針の一つだと思うんですけども、これは一つの組織全体の感性という部分だと思うので、一朝一夕に、じゃあルールをつくったからといってできるものではないと思うんですね。なので、それをどうやって職員全体に浸透させていくのかというのが、今後どういう取

組をしていくのか、指針として浸透させていく何か方法とか、予定とかというものがあれば教えてください。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

ありがとうございます。

指針の重要性というお話もいただきました。御質問の中で、少し厳しい言い方でしたけれども、個人がどう考えていようと関係ないみたいなお話もありましたが、決してそういうことはなくて、やはり職員全体として取り組んでいくべきものであるという認識に立って、答弁の中でも少しお話を差し上げましたが、やはり職員間だけですとなかなか浸透していかないということもありますので、特に外部からの講師とか、実際事例を発表していただけるような方ですね、そういった方々のお力もいただきながら、順次にはなりますけれども、進めていけたらスキルアップにつながっていくのかなというふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

ありがとうございます。

指針を浸透させる方法として、一昔前にちょっとはやったんですけど、クレドというのがありますて、これは日本語で言うと行動指針とよく言われるものなんですけれども、私たちは町民を守ります。なぜならば……とか、そういった何か条、10個、20個というのを作って、カードに落として、それを社員間で毎日1条ずつ読んで、それぞれの人がその項目についてどういう解釈をしていくかというのを話していくみたいな取組なんですけれども、これは多分自治体でもやっているところが何か所かあると思うので、ぜひお調べいただくといいんじゃないかなと思います。

私自身もやったことがあるんですけど、取組としては非常にいいですし、組織全体の感性を醸成するという部分ではすごく役に立つと思うので、ぜひ参考にされていただけるといいんじゃないかなと思います。

あと、担い手を増やしていく周知の部分についてなんですけれども、担い手の方々が自ら発信していただけるといいなみたいなお話があったと思うんですけれども、担い手の方々は皆さん忙しい中で時間をつくって参加してくださっているので、お願ひねと言ってもなかなかできるものでもないかなと思うんですけども、その辺、何か町として発信を手助けできる、それ

こそファンクラブがそれに使えるのかどうかというところもあるとは思うんですけども、何かそういう方策というのは、アイデアはあるんですかね。

議長（高山由行さん）

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

そうですね。活動をしていただいている方は、自分のお仕事もお持ちの方がほとんどですし、なかなか自ら発信するということは難しいということで、町のほうが何かしらお手伝いできたらというようなことであるかと思います。

例えば、先ほど例にもありました消防団は非常に志を持ってやっていただいている若い方がたくさんおられます。私が現役の頃は、消防団がはしご乗りみたいなものを自分たちで始めたりとかして、本当に楽しく集まれる場にしていこうという取組も若い子たちがやってくれました。とてもいいことだなというふうに思っていました。1つは、やっぱりそういう楽しめを持ってやっていただけるということが非常に重要であると思っています。

そうしますと、発信の仕方としては、今御紹介のありましたように、ファンクラブであったりとか、いろいろ今インターネット上のものでツールというものはたくさんあるかと思いますけれども、実際にそういうアノログ的ではあるんですけど、活動が目に見えて、あの子たち楽しそうにやっているなというものが見えてくると、またそれはそれで違ってくるというふうに思いますので、そういうSNSとか、インターネットプラスアノログ系のもの、両建てといいますか、いろんなものを駆使してやっていけるといいのかなというふうに思っております。以上です。

[2番議員挙手]

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

ありがとうございます。

大変明確に方向性を示していただけたかなと思います。この質問をしてよかったですと思っております。

質問は以上で終わります。ありがとうございます。

議長（高山由行さん）

これで広川大介さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日9月12日午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時36分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 奥 村 悟